

「避難行動要支援者支援プラン」作成指針

(別冊)

先進的な市町村事例集

平成27年2月

大阪府

市町村における 先進的な取組み

■市町村先進事例一覧

自治体名	事例の概要	取組内容等
大阪狭山市 ☆個別計画策定市	避難行動要支援者等支援の取組み事例	・災害時要援護者支援の取組みを市として積極的に実施。
河南町 ☆個別計画策定町		・地域連携をうまく活用して、避難行動要支援者支援の取組みを実施。
貝塚市 (内閣府推奨)		・災害時に迅速な避難が困難な高齢者や障がい者の安否確認や避難支援を、地域ボランティアと協働して実施する「災害時地域たすけあい制度」を実施。 ☆
高槻市 (地域支え合い体制づくり事業(要援護者支援関係) 採択事業) ※府福祉部補助事業		・地域と連携した災害時要援護者支援の取組を推進。
交野市 (地域支え合い体制づくり事業(要援護者支援関係) 採択事業) ※府福祉部補助事業		・第2期地域福祉計画に定める災害時要援護者支援システムの構築に向けた、新たなモデル地域を定め事業を実施することにより地域の支え合い活動を推進。
堺市 (内閣府推奨)	避難行動要支援者名簿作成における取組事例	・福祉関係部局を中心にワーキングを立ち上げ、福祉関係者や障がい者団体の助言を得ながら、要援護者支援マニュアルを作成。このほか、「堺市民のための地域で進める災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定。 ☆
河内長野市 (地域支え合い体制づくり事業(要援護者支援関係) 採択事業) ※府福祉部補助事業		・名簿システムを構築し、手上げ方式による登録者に加え手上げしていない名簿も管理する機能を拡張した。
豊中市 (内閣府推奨)	災害における要支援者の安否確認についての取組事例	・自力避難が困難と考えられる、在宅の重度障がい者等に対して災害発生時の安否確認を迅速に行うため、民生・児童委員協議会など地域住民との協力・連携により、重度障がい者等安否確認事業を実施。 ☆

自治体名	事例の概要	取組内容等
大阪市	防災訓練及び避難所開設訓練の事例	・社会福祉協議会や地域団体等と連携した積極的な福祉避難所の設置・促進の積極的な取組みや災害時要援護者当事者に参加してもらう防災訓練を実施。
茨木市	福祉避難所設置運営に関する協定締結の事例	・市と茨木市高齢者サービス事業所連絡会等において福祉避難所に係る協定を締結。 ☆

☆は災害時要援護者支援に関する取組み

【先進的な取組事例】

大阪狭山市

市は、上記により台帳を作成するほか、関係部署においては、それぞれが所有する要援護者情報をもとに、あらかじめ災害時要援護者対象者リスト（以下「対象者リスト」という。）を作成するものとします。

なお、対象者リストの中には、災害時に自力で避難行動が可能であり、他の支援を必要としない者も相当数含まれていることに留意するものとします。

また、これらの情報は、平常時には個人情報の保護から、外部へ提供することはできませんが、市では、対象者リストを活用し、要援護者に対し支援プランの周知及び登録の案内等に活用するものとします。

(3) 災害時要援護者情報の管理・共有

- ① 台帳【名簿】・【個別計画】は、地域別に整理しておき、平常時から市関係部署及び市消防本部、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織（自治会等）の関係機関及び関係団体等に必要な情報を提供し、共有するものとします。

なお、関係団体等への情報提供については、支援プランに基づき、地域内での要援護者支援に取組む団体に対し行うものとしますが、個人情報保護の観点から、台帳の交付及び受領に関して、市と提供する相手方との間で覚書を締結するものとします。

- ② 台帳は、次表のとおり共有するものとします。

台帳等の共有（提供）先

共有（提供）先	台帳
市関係部署（支援班）	○
市消防本部	○
社会福祉協議会	○
民生委員・児童委員	○（該当地域分）
自主防災組織（自治会等）	○（該当地域分）

※共有先となる自主防災組織（自治会等）及び民生委員・児童委員は、当該地域内の要援護者支援対策に取り組み、災害発生時に要援護者への支援活動を行う団体とします。

※自治会等は、自治会（地区会）、住宅会及び管理組合とします。

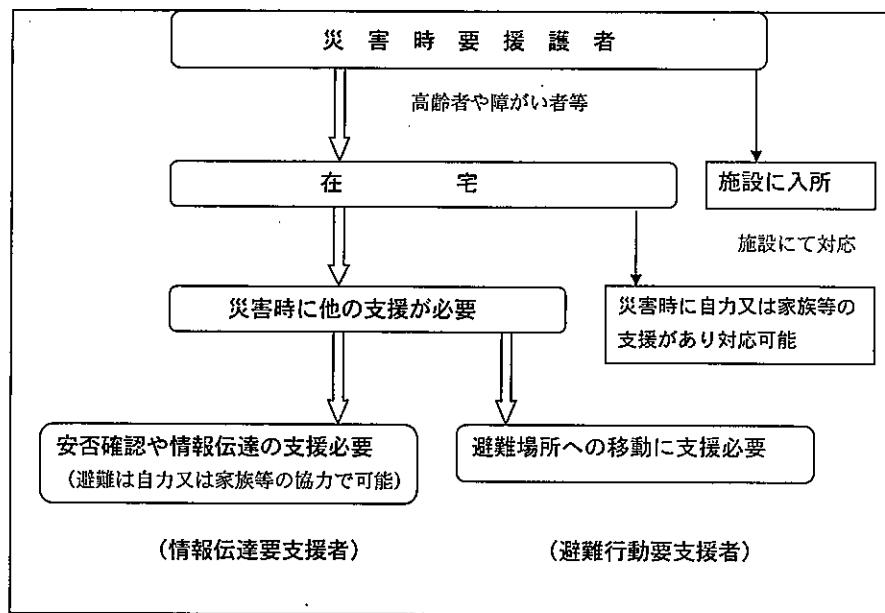
- ③ 市で台帳を管理する部署において電子データで管理する場合は、パスワードを設定し、他の者が見ることができないように管理し、紙媒体で管理する場合は、施錠可能な場所に保管するものとします。

また、市以外の関係機関や関係団体等においては、紙媒体の情報を管理するものとし、施錠可能な場所に保管するなど、決して情報が漏洩することのないように適正に管理していただくものとします。

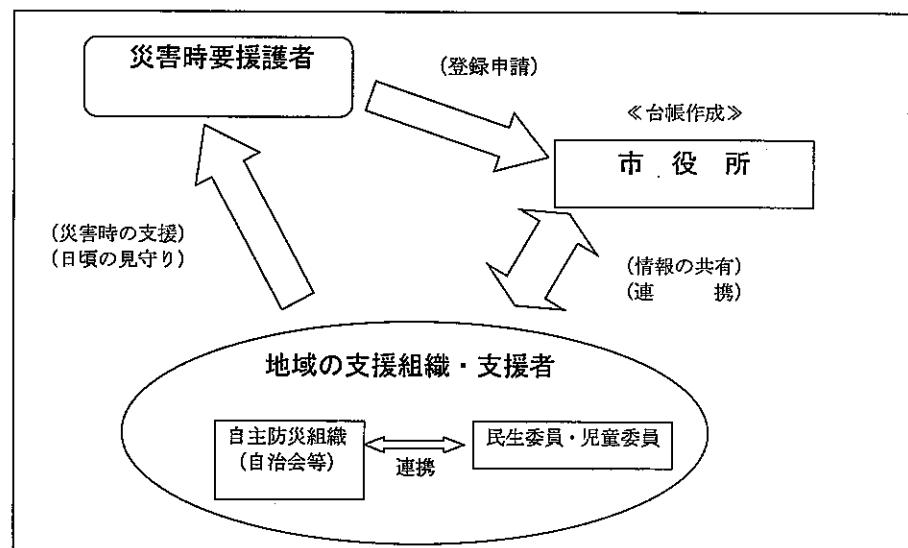
(4) 要援護者情報の更新

- ① 要援護者情報を所有する市及び関係団体等は、台帳をもとに日頃から要援護者の現況把握に努めるとともに、要援護者本人又は代理人から登録内容の変更（死亡、転出など）の申出があったときは、その都度、相互に伝達を行い、該当する箇所を修正するものとします。
- ② 市は、毎年1回、台帳の更新を行うものとします。

〔図A〕支援プランの対象者について



〔図B〕要援護者支援の仕組み



- ⑤ 関係グループ(福祉グループ・高齢介護グループ及び生活援護グループ)との調整会議を開催し(国:避難行動支援者連絡会議(仮称)-防災・福祉・保健・地域づくり関係部署)①～③に関する事項及び、避難行動要支援者と支援者とのマッチングにおいて具体的な手法を提示できるよう検討し、国・府のガイドラインに基づき台帳情報の整備を実施する。



【先進的な取組事例】

河南町

河南町における避難行動要支援者支援における取り組み状況

◆取組の概要

これまで災害時の要援護者の避難支援体制づくりに取り組んできた民生委員児童委員協議会の協力を得て、手上げ方式並びに同意方式により共助を希望する者の申請に基づき、災害時共助希望要援護者台帳（以下「要援護者台帳」という。）及び個別計画を作成し、町、消防団、自主防災組織等が、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制を整備するとともに、迅速・確実な避難支援を行うこととしています。

◆取組の経緯

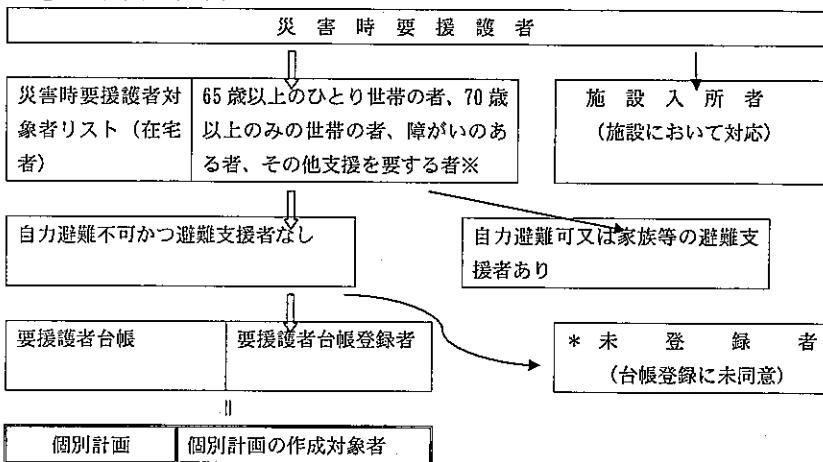
民生委員児童委員協議会の取り組みとして、日頃の見守り活動や高齢者などへの生活支援を以前から実施していました。平成23年3月の「河南町災害時要援護者避難支援プラン」の制定を受け、民生委員児童委員が個別訪問し、要援護者台帳や個別計画作成援助の中心となり、災害発生時に迅速に対応できる避難支援体制づくりに取り組むこととなりました。

◆取組詳細

① 要援護者台帳への登録者数等

・高齢者（65歳以上）のひとり暮らしの者	306人
・高齢者（70歳以上）のみの世帯の者	482人
・要介護者、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付者等	207人
計	995人
（うち個別計画作成者737人）	

② 要援護者の対象者



災害時要援護者対象者リスト（在宅者）の掲載者であって、台帳登録に未同意のため、要援護者台帳に登録されていない未登録者には、民生委員児童委員協議会をはじめ、町、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会などが登録同意について積極的に働きかける。

※災害時要援護者対象者（在宅者）

	対象者	担当
ア	要介護3以上の判定を受けている者	福祉担当
イ	身体障がい者障がい手帳の1級、2級の交付を受けている者 ただし、体幹機能障がいは3級、移動機能障がいは3級、4級を含む	同上
ウ	療育手帳制度のA判定の者	同上
エ	精神障がい者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者	同上
オ	高齢者（65歳以上）のひとり暮らしの者	住民担当・福祉担当
カ	高齢者（70歳以上）のみの世帯の者	住民担当・福祉担当
キ	上記の他、自力での避難が困難で援護を希望する者	福祉担当他

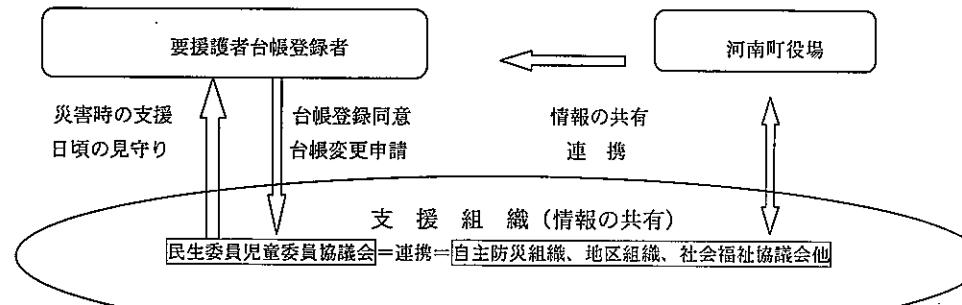
③ 要援護者台帳、個別計画の作成方法

民生委員児童委員協議会が作成援助の中心となり、共助を希望する者の申請に基づき、要援護者台帳及び個別計画を作成するとともに、登録申請書に本人が記載できない場合は、家族又は家族等の意思の確認により民生委員児童委員等が代筆できることとしています。

④ 地域における避難支援体制

民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織及び社会福祉協議会は、災害発生時に要援護者台帳により避難支援を実施し、家屋が倒壊している等、自主防災組織、地区組織等が対応できない場合は、役場へ連絡し、救出救助を求めるものとしています。また、個別計画は、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進めるために利用します。

避難支援体制



様式2号

河南町福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書(兼調査書)

○要援護者台帳、個別計画の共有(平常時)

区分		町			民生委員児童委員協議会	自主防災組織、地区組織	社会福祉協議会	社会福祉施設、福祉サービス事業者
		福祉担当部局	防災担当部局(危機室)	消防(水防)部局				
要援護者台帳	共有	○	○	○	○	○	○	×
個別計画	共有	○	○	○	○	×	×	○*

凡例: ○=原本 ○=共有 ×=共有なし

* 社会福祉施設、福祉サービス事業者においては、受け入れ予定者分のみの共有

◆工夫している点

- ・地域内の事情を熟知した民生委員児童委員が個別訪問を行うことにより、個別計画の策定に協力する人が多くなった。
- ・民生委員児童委員が定期的に情報交換を行うことにより、他の地域の取り組み状況や災害時に連携した対応が取れるようにしています。
- ・地域版ハザードマップ作成のワークショップ時に要援護者の避難体制について、民生委員児童委員、自主防災組織、消防団の方の意見交換の場を設けるようにしています。

◆取組成果

- ・民生委員児童委員と連携して取り組みを進めることで、個別計画の内容が充実し、災害発生時は迅速に対応できる避難支援体制づくりに取り組むことができるようになりました。
- ・平常時において、民生委員児童委員が要援護者の見守り活動を行うことにより、本人に確認のうえ、個別計画の変更・修正を行うようになりました。

◆今後の支援制度について

平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることとなったことにより、町においても作成に向け、作業を進めている。より避難支援活動を迅速かつ的確に行うため、法改正後も民生委員児童委員が日常の見守り活動の中で情報提供同意書の同意促進や個別計画などの作成・変更・修正に関する協力を得ながら、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立していきます。

私が届け出た下記「情報」を福祉の推進並びに災害時の支援体制づくりのため、平時より町の住民部局・福祉部局・防災部局・消防部局、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会が情報を共有するとともに災害時には警察等支援のために関係する機関・組織に情報提供することを承諾します。

平成 年 月 日

河南町長様

- ひとり暮らし高齢者
高齢者夫婦等
その他

自書

自書

代筆

住所	河南町			自宅電話	家族で下記の要援護者を助けることができる人数 人
対象者名	1 氏名	男・女	援護 要・不	不自由な所 手・足・目・耳他()	民生委員記入欄
	生年月日 明・大昭・平年月日(歳)		携帯番号		
	2 氏名	男・女	援護 要・不	不自由な所 手・足・目・耳他()	
生年月日 明・大昭・平年月日(歳)		携帯番号			
3 氏名	男・女	援護 要・不	不自由な所 手・足・目・耳他()	民生委員記入欄	
生年月日 明・大昭・平年月日(歳)		携帯番号			

上記以外の緊急時連絡先

住所	自宅電話	
氏名	続柄	携帯番号

本人・家族の要望事項

民生委員意見 1. 昼間のみ要援護者 2. 寝たきり 3. 認知症 4. 障がい者 5. 妊婦 6. 乳幼児
 7. 他()

地区名	担当民生委員名
-----	---------

この用紙は、民生委員児童委員協議会でコピー1部を保管します。

河南町災害時共助希望要援護者台帳

(平成 年 月 日作成)

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	区分、要介 護度、身障 等級他	要介 護度、身障 等級他	加入地区 名、又は 地区未加 入の別	住所	所 在 所	電話番号	備 考

上記表中、「区分、要介護度、身障等級他」の記載表示

- ア・要介護認定において要介護3以上の方 イ・身体障がい者手帳1・2級の方 (体幹機能障害については3級、移動機能障害については3級、4級を含める)
 ワ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 オ・・・医療費助成を受けているる難病の方
 ウ・・・施育手帳Aの方 キ・・・70歳以上ののみの複数人世帯の方 ク・・・その他
 カ・・・65歳以上のひとり暮らしの方

様式4号

個別計画書

この情報は、地域には開示しません。平常時は、町で管理し民生委員児童委員協議会と共有します。この個別計画は、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進めるためにお聞きする項目です。

(差し障りのない範囲で記入。)

基本情報項目票 (医療的ケア 必要 有・無)

写真 (3cm×4cm) ※できるだけ、写真をお貼りください	介護認定	要支援	1 · 2	要介護	1 · 2 · 3 · 4 · 5	
	状態	虚弱 · 寝たきり	· 認知症	· その他()		
	身体障害	肢体 · 内臓疾患 · 視覚 · 聴覚				
		1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6				
		精神障害				
		1 · 2 · 3				
	療育				A · B1 · B2	
	他				特定疾患 (有・無)	その他
氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所	河南町			電話番号		
血液型	A B O AB Rh式(+・-)			F A X		
同居家族	人	家族構成 ()				
避難場所	指定避難場所 (一時避難)				指定避難所	
	家族との待ち合わせ場所					
緊急連絡先 及び 避難支援者の氏名						
氏名・名称	避難支援者は, ○印	住 所	電話番号			本人との 関係
		(自宅) (携帯)				
		(自宅) (携帯)				
		(自宅) (携帯)				
かかりつけ医						
病院・医院名	診療科	主治医	住所	電話番号		
担当ケアマネージャー	ケアマネ氏名	事業所名		連絡先		

*裏面も記入。

特記事項・必要な対応		
発作	無・有 → 状態(全体発作・部分発作) 対応(病院連絡・見守り)	
持病	無・有 →	病名
		症状
アレルギー	無・有 →	アレルギー
		注意点
内服薬 <small>※病院や薬局が発行した薬剤情報を添付していただきても構いません。(入手先も記載)</small>	() 注意点: 入手先	
	() 注意点: 入手先	
	() 注意点: 入手先	
補装具等 人工呼吸器等を含む	有・無 種類	入手先
移動	1人でできる・介助が必要 補助具使用(杖・歩行器・沙发・車椅子)	
	注意点:	
食事	1人でできる・介助が必要(全介助・一部介助)	
	食事形態: 普通食・きざみ食・とろみ食・ミキサー食・経管栄養	
	注意点:	
排泄	1人でできる・介助が必要	
	和式便器可・洋式便器が要・障害者トイレが要・オムツ使用	
	注意点:	
着替え	1人でできる・介助が必要	
	注意点:	
入浴	1人でできる・介助が必要	
	注意点:	
意思伝達	話し言葉・手話・筆談・その他()	
	注意点:	
その他		

さし障りのない範囲で記入してください。有難うございました。

様式 5号

平成 年 月 日

河南町長様

誓約書

災害時共助希望要援護者台帳は、災害時の避難支援に役立てるため、記載事項の適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、下記事項を遵守し、その利用を災害時の要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様、その情報を一切漏らしません。

記

- 1 災害時要援護者の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
- 2 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
- 3 災害時要援護者の情報については、複写、複製、書き取りを一切しないこと。
また、パソコンその他の情報機器への入力を一切しないこと。

住所 _____

氏名 _____印

住所 _____

氏名 _____印

住所 _____

氏名 _____印

住所 _____

氏名 _____印

※災害時共助希望要援護者台帳を取り扱う方が署名・押印してください。

【先進的な取組事例】

貝塚市

得て、防災・減災につながる事業に取り組んでいきたいと考えている。

助けが必要なかたの名簿（災害時避難支援登録者名簿）

取り扱い注意・複製禁止

登録番号	0 0 0 1	小学校区	西小学校	行政区	畠 中	町会（自治会）名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ イチロウ			性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登録者氏名	貝塚 一郎						
登録者住所	貝塚市畠中1-17-1						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇			携帯電話	0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0		
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇			メールアドレス			
備 考						カード完了	

登録番号	0 0 0 2	小学校区	西小学校	行政区	畠 中	町会（自治会）名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ ジロウ			性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登録者氏名	貝塚 二郎						
登録者住所	貝塚市畠中1-17-2						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇			携帯電話	0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0		
ファックス	〇〇〇-〇〇〇〇			メールアドレス			
備 考						カード完了	

登録番号	0 0 0 3	小学校区	西小学校	行政区	畠 中	町会（自治会）名	
フリガナ	カイヅカ タロウ			性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登録者氏名	貝塚 太郎						
登録者住所	貝塚市畠中1-17-3						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇			携帯電話	0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0		
ファックス				メールアドレス			
備 考						カード完了	

登録番号	0 0 0 4	小学校区	西小学校	行政区	畠 中	町会（自治会）名	〇〇町会
フリガナ	カイヅカ サブロウ			性別	男	生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登録者氏名	貝塚 三郎						
登録者住所	貝塚市畠中1-17-4						
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇			携帯電話	0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0		
ファックス				メールアドレス			
備 考						カード完了	

この名簿に記載された情報は、災害発生時に使用するものでありそれ以外の用途に使用いたしません。

貝塚市都市政策部危機管理課 TEL 072-433-7392 Fax 072-432-2482

取り扱い注意・複製禁止

平成 年月日

登録番号	0001	小学校区	西小学校	行政区	畠中	町会（自治会）名	○○町会
フリガナ	カイヅカ イチロウ		性別	男	生年月日	昭和 ○○年 ○○月 ○○日	
登録者氏名	貝塚 一郎						
登録者住所	貝塚市畠中1-17-1						
電話番号	000-0000		携帯電話	000-0000-0000			
ファックス	000-0000		メールアドレス	無し			
緊急時の 家族等の 連絡先 (任意項目)	1	氏名		本人との関係		電話番号 (携帯も可)	
	住 所						
	2	氏名		本人との関係		電話番号 (携帯も可)	
住 所							
家族構成 (任意項目)							
支援区分（該当する項目に○）							
A (自力で動けないかた)	B (自力で動けるが、歩行や避難の判断に不安のあるかた)	C (自力で動けるかた)	D (自力で動け、同居家族等の支援があるかた)				
避難する時に必要とする支援の内容							
避難場所 ※市指定の最寄りの避難所、町会館等を記入してください。							
「避難のお手伝いをしてくれるかた」（避難支援者）の名前・電話番号 ※5名分記載できるようにしていますが、最低1名以上の設定をお願いします。 ※支援区分□に該当する場合、同居している家族が支援可能なことから、名前・電話番号の記入は必要ありません。							
名 前		電話番号 (携帯も可)					
名 前		電話番号 (携帯も可)					
名 前		電話番号 (携帯も可)					
名 前		電話番号 (携帯も可)					
名 前		電話番号 (携帯も可)					
備 考							

このカードに記載された情報は、災害発生時に使用するものでそれ以外の用途に使用いたしません。

貝塚市都市政策部危機管理課 TEL 072-433-7302 Fax 072-439-2482

様

災害時に地域のたすけが必要なかたへ

災害時の為に準備できることはありますか？

- ・避難するために必要なものを非常用持ち出し袋に入れておきましょう。
(例：携帯ラジオ、貴重品、常備薬、普段から必ず必要なもの等)
- ・地震に備えて、家具の固定化・ガラス飛散防止フィルムの貼付・家の中の避難通路の確保などを行っておきましょう。
- ・「避難のお手伝いをしていただけるかた」とできるだけ普段からコミュニケーションをとっておきましょう。

災害時は…

1. ご自身や家族の安全を確保してください。
2. テレビ、ラジオ、防災行政無線等で災害等の情報を確認してください。
防災行政無線テレホンガイド
(夜間・休日は案内まで時間がかかる場合があります)
072-433-7119
3. ご自身にケガなどがない、安全が確保できた場合
「避難のお手伝いをしていただけるかた」に連絡し、現在の状況を伝えてください。
4. 可能であれば、自分で安全な場所まで避難してください。

あなたの「避難のお手伝いをしていただけるかた」は…

名 前		電 話 番 号	
名 前		電 話 番 号	
名 前		電 話 番 号	
名 前		電 話 番 号	
名 前		電 話 番 号	

「避難のお手伝いをしていただけるかた」は、ボランティアとして活動していただぐものであり、災害時には「避難のお手伝いをしていただけるかた」自身が被災し、避難のお手伝いをしていただけない場合があります。

なお、知りえた情報については、他人に口外しない等個人情報の保護に努めてください。

貝塚市都市政策部危機管理課

TEL 072-433-7392

様

災害時に避難のお手伝いをしてくださるかたへ

～災害時は、地域にお住まいの皆さまの協力が必要不可欠です～

平常時は…

・「災害時に助けが必要なかた」を地域のなかで温かく見守ってください。

災害時は…

1. ご自身や家族の安全を最優先してください。

2. テレビ、ラジオ、防災行政無線等で災害等の情報を確認してください。

防災行政無線テレホンガイド

(夜間・休日は案内まで時間がかかる場合があります)

072-433-7119

3. ご自身にケガなどがなく、安全が確保できた場合

「災害時に助けが必要なかた」を訪問、または、連絡し、安否確認をしてください。

4. 可能であれば、「災害時に助けが必要なかた」と一緒に避難してください。

あなたが「災害時に避難のお手伝いするかた」は…

名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけるかた」の名前				
名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけるかた」の名前				
名前	電話番号	支援区分	避難場所	必要とする支援の内容
一緒に「避難のお手伝いをしていただけるかた」の名前				

※支援区分 A : 自力で動けない B : 避難に不安がある C : 自力で動ける D : 同居家族の支援がある

ボランティアとして活動していただくものであり、責任が伴うものではありません。

なお、知りえた情報については、他人に口外しない等個人情報の保護に努めてください。

貝塚市都市政策部危機管理課

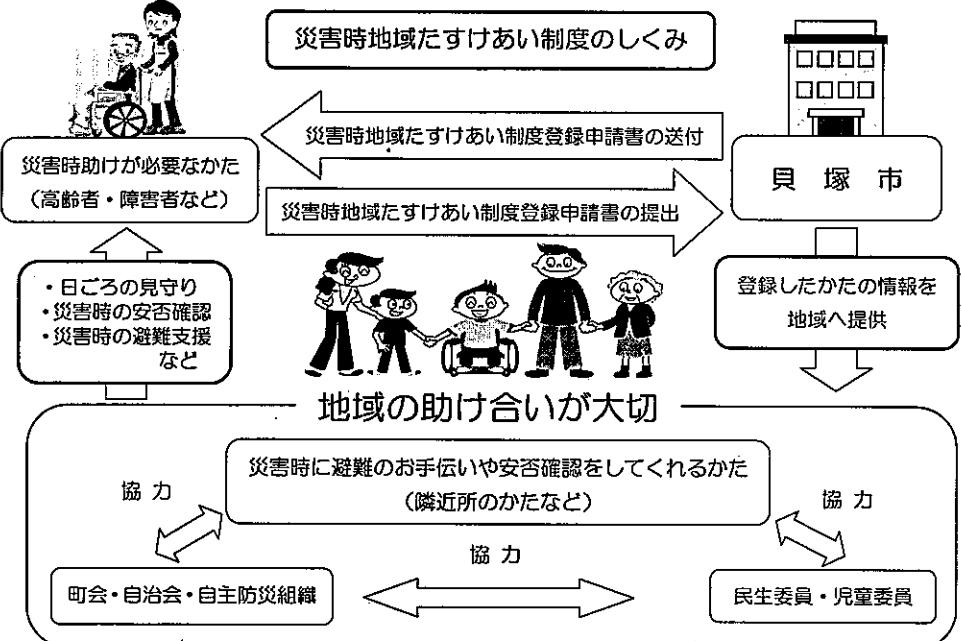
TEL 072-433-7392

「貝塚市災害時地域たすけあい制度」に登録しませんか**～災害時要援護者避難支援制度～**

大きな災害（地震や風水害等）が発生した場合には、市役所や消防署、警察署等は、市民一人ひとりの安否確認をしたり、救助しに行くには限界があります。そこで、下記の図のように、災害時に迅速な避難が困難な高齢者や障害者の安否確認や避難支援を、地域ボランティアのみなさまのご協力により行なっていただくというのが「災害時地域たすけあい制度」です。

災害時に自力での避難が不安なかたで、登録をご希望の場合は、別紙「貝塚市災害時地域たすけあい制度登録申請書兼登録情報提供同意書」（以下、「災害時地域たすけあい制度登録申請書」といいます。）に必要事項を記入し押印のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）にて、来る3月31日（月）までにご提出をお願いします。

なお、この制度は「災害対策基本法第49条の10から第49条の13（平成25年6月改正）」及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府策定）」に基づき実施しています。



・前回（平成23年8月）の登録申請書送付時に未登録のかたや、申請をいただきましたが、その後登録を取り下げたかたにつきましても、状況等が変化していることも考えられることから、改めて災害時地域たすけあい制度登録申請書を送付させていただいておりますので、ご了承をお願いします。

裏面 「貝塚市災害時地域たすけあい制度」取り組みの流れをお読みください。

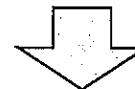
問合せ先 貝塚市都市政策部危機管理課 TEL: 072 (433) 7392 FAX: 072 (432) 2482

「貝塚市災害時地域たすけあい制度」取り組みの流れ

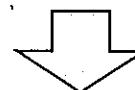
1. 市から「災害時地域たすけあい制度登録申請書」等を対象者（※）へ送付

※ 対象者は、在宅で 80 歳以上のかたや 40 歳以上で要介護認定 3 以上を受けているかた、障害のあるかた（身体障害者手帳 1 級・2 級等、知的障害者）などです。

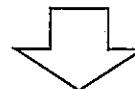
なお、対象者のうち、長期入院中、特別養護老人ホームなどの施設、グループホーム及び有料老人ホームなどへ入居されているかたは、本制度の登録対象とはなりませんので、ご了承の程よろしくお願いします。



2. 災害時に自力での避難が不安なかたで、登録をご希望の場合は、「災害時地域たすけあい制度登録申請書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、同封の返信用封筒にて市へ返送してください。



3. 災害対策基本法第 49 条の 11 に基づき、「災害時地域たすけあい制度登録申請書」に記載いただいた情報を、大きな災害が発生した場合の支援に役立てるため、町会（自治会）などに提供し情報を共有します。



4. 日頃の見守りや大きな災害が発生した場合の安否確認・避難支援について、地域ボランティアのみなさんにご協力をお願いします。

※ 大きな災害が発生した場合には、地域ボランティアのかた自身が被災する場合や、自宅を留守にされている場合もありますので、この制度により、あなたの安全な避難が確約されるものではありませんので、あらかじめご了承をお願いします。

様式第 1 号（第 4 条関係）

登録番号（市記載欄）

「貝塚市災害時地域たすけあい制度」登録申請書兼登録情報提供同意書

(あて先) 貝塚市長

私は、「貝塚市災害時地域たすけあい制度」に登録します。また、本申請書に記載した登録情報を、貝塚市が地域（町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援員など）に提供し、地域において日ごろの見守りや声かけ、災害時の安否確認や避難支援、防災訓練の実施などに活用することに対し同意します。

平成 年 月 日

申請者住所 貝塚市 _____
 申請者氏名 _____ 印
 (代理記載者住所) _____
 (代理記載者氏名) _____ 印 申請者との関係 ()

※未成年者や申請者が記入することができない場合は、申請者と代理記載者両方に記名押印をお願いします。

下記の項目について、申請者に関する情報をご記入ください。

① 申請者の連絡先などをご記入ください。

フリガナ		性別	男・女	生年月日	明・大昭・平年月日
氏名					
町会（自治会）名 (町会等に未加入の場合は、未加入を〇で囲んでください)		町会・自治会			未加入
電話番号		携帯電話			
ファックス		メールアドレス			

② 緊急連絡先：あなたの家族・親族など緊急時の連絡先などをご記入ください。

緊急時の 家族等の 連絡先	1 氏名	本人との関係	電話番号 (携帯も可)	
	住 所			
2 氏名		本人との関係	電話番号 (携帯も可)	
	住 所			
家族構成				

③ 支援区分：該当する項目欄に〇を付けてください。

A 自力で動けない	B 自力で動けるが、歩行や避難の判断に不安がある	C 自力で動け、避難の判断ができる	D 自力で動け、同居家族等の支援がある

④ 支援内容：避難する時に必要とする支援の内容等についてご記入ください。

--

記載例

登録番号（市記載欄）

「貝塚市災害時地域たすけあい制度」登録申請書兼登録情報提供同意書

(あて先) 貝塚市長

私は、「貝塚市災害時地域たすけあい制度」に登録します。また、本申請書に記載した登録情報を、貝塚市が地域（町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援員など）に提供し、地域において日ごろの見守りや声かけ、災害時の安否確認や避難支援、防災訓練の実施などに活用することに対し同意します。

平成 年 月 日

申請者住所 貝塚市 畠中1-17-1

申請者氏名 貝塚一郎

貝塚

(代理記載者住所)

(代理記載者氏名) 印 申請者との関係()

※未成年者や申請者が記入することができない場合は、申請者と代理記載者両方に記名押印をお願いします。

下記の項目について、申請者に関する情報をご記入ください。

① 申請者の連絡先などをご記入ください。

フリガナ	カイヅカ イチロウ	性別	男・女	生年月日	明・大 昭・平 ○○年○○月○○日
氏名	貝塚一郎				
町会（自治会）名	(町会等に未加入の場合は、 未加入を○で囲んでください)	○ ○	町会・自治会	未加入	
電話番号	○○○-○○○○	携帯電話	○○○-○○○○-○○○○		
ファックス	○○○-○○○○	メールアドレス	無し		

② 緊急連絡先：あなたの家族・親族など緊急時の連絡先などをご記入ください。

緊急時の 家族等の 連絡先	1 氏名	貝塚花子	本人との関係	子	電話番号 (携帯も可)	000-0000
	住 所	岸和田市○○町1-1				
	2 氏名		本人との関係		電話番号 (携帯も可)	
住 所						
家族構成	妻と子供夫婦（子、子の妻、孫2人）					

③ 支援区分：該当する項目欄に○を付けてください。

A 自力で動けない	B 自力で動けるが、 歩行や避難の判断に不安がある	C 自力で動け、 避難の判断ができる	D 自力で動け、 同居家族等の支援がある
<input type="radio"/>			

④ 支援内容：避難する時に必要とする支援の内容等についてご記入ください。

高齢者の場合：要介護度3。認知症で避難の判断に不安があるので、避難時に付き添ってほしい。
障害者の場合：身体障害者下肢障害1級。足が悪く自力で避難ができないので、車いすを押して欲しい。

【先進的な取組事例】

高槻市

「高槻市消防本部消防指令センター」の取組について

(1) 「消防緊急情報システム電算登録及び FAX 119番受付（聴覚障がい者）」

平成 62 年 12 月運用開始の緊急情報システムに合わせて「ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、視聴覚障がい者、四肢障がい者」の情報を電算登録する関係で、「個人情報保護運営審議会」に諮問、広報紙による周知と対象者に対しては、はがきによる「電算登録」依頼を行い、希望者を登録して運用。更新頻度は年に 1 回。

障がい者には、市部局の「障がい者（児）福祉のあらまし」に身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級の方の登録を行うことを記載し、ひとり暮らしの高齢者に対しては、担当課窓口で個別に対応している。また、聴覚障がい者に対しては FAX 119 番を整備して運用。

(2) 「消防緊急情報システムにおける宛名情報及び家屋情報の利用」

平成 17 年 6 月に「個人情報保護運営審議会」に諮問して、消防緊急情報システムの「地図検索装置」に市 G I S 及び宛名情報並びに家屋情報を反映させて市内在住の世帯情報を指令台に反映し消防指令センターで、災害時に現場への情報提供として活用して、平成 20 年度から運用を開始し、平成 24 年度からは毎月データの更新を行っている。

(3) 「メール 119 番通報システム」運用

平成 18 年 12 月に「個人情報保護運営審議会」に諮問して、聴覚又は言語等に障がいがあり、音声（肉声）による 119 番通報が困難な方から携帯電話機やパソコンによるメールを利用して、緊急通報等（火災や救急の緊急通報）を受け、救急車や消防車の出場を行うもので、対象は高槻市内に居住若しくは高槻市内に通勤、通学している人で、聴覚又は言語等に障がいのある方で希望される方の登録制とし、平成 19 年度から運用を開始している。

(4) 災害時要援護者名簿情報との連携

平成 22 年 6 月から市部局の健康福祉部健康福祉政策課が「災害時要援護者支援システム」を運用し、介護保険要介護度 4・5、ひとり暮らし高齢者、重度障がい者（身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級）の情報を元に「災害時要援護者名簿」の作成・更新を開始。

同システムが構築されるにあたり、要援護者名簿情報を消防指令センターでも共有できるよう「個人情報保護運営審議会」に諮り、これまで把握していなかった「介護保険要介護度 4・5、精神保健福祉手帳 1 級」の情報が共有できるようになり、災害時の現場への情報提供が可能となつた。データ更新については、災害時要援護者名簿の更新が行われる 2 ヶ月に 1 回実施している。

また、身障手帳 1・2 級以外の障がい者の方も希望に応じて登録を行っている。

高槻市の災害時要援護者支援の取組状況

これまでの経過

平成 18 年 7 月	災害時要援護者支援マニュアル検討会を設置
平成 20 年 2 月	災害時要援護者支援マニュアル< I >を策定 ⇒ 災害時における要援護者支援の基本的指針を規定。
平成 22 年 6 月	災害時要援護者名簿の作成・更新を開始 ⇒ 関係機関共有方式を採用し、関係部局（福祉部局、防災部局）で共有するとともに市内 16か所の方面隊基地（防災拠点）で保管。 ※【補足】消防本部との関連…【資料 1】(4) 参照
平成 24 年 3 月	二次避難所の開設及び運営に関する協定締結 ⇒ 締結先：市内 28 施設を所管する社会福祉法人 20 法人
平成 24 年 10 月	モデル地区において災害時要援護者支援避難訓練を実施 ⇒ 実施にあたっては実行委員会を組織。 （市、社会福祉協議会、地区ミニティ会議、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会地区委員会、障害児者団体連絡協議会、民間社会福祉施設連絡会）
平成 24 年 11 月	二次避難所の開設及び運営に関する連絡会を設置 ⇒ 協定内容の具体化を検討・意見交換
平成 25 年 10 月	モデル地区において要援護者名簿情報の外部提供に対する同意確認を開始 【対象者：約 600 人】 ⇒ 要援護者避難訓練を実施したモデル地区に居住する要援護者に対し、市から登録申請書を郵送するとともに、地域・当事者団体からの声かけ等による同意確認を実施。
平成 25 年 11 月	モデル地区において防災学習会を開催
平成 26 年 1 月	市全域大防災訓練時に要援護者支援訓練を実施
平成 26 年 3 月	モデル地区の民生委員児童委員等に対して名簿を提供 災害時要援護者支援マニュアル< II >を策定 ⇒ 災害時における要援護者支援の具体的な行動指針を規定。

今後の予定

平成 26 年 10 月	市内全域での名簿提供実施に向けて、同意確認（郵送）を実施 【対象者：約 19,000 人】
--------------	--

【先進的な取組事例】

交野市

■ 交野市 自治体名	取組内容等
交野市	<p>○地域支え合い体制づくり事業（要援護者支援関係）探偵事業 ・要援護者支援プラン策定に伴うモデル事業</p> <p>第2期地域福祉計画に定める災害時要援護者支援システムの構築に向けた、新たなモデル地域を定め事業を実施。</p> <p>①災害研修会及び避難所訓練への参加 ②地域の防災マップづくり 避難経路も含む ③要援護者等の情報共有方法について検討と課題整理 ④避難支援者及び避難支援組織体制について検討と課題整理 ⑤災害時等に備えた、情報伝達方法及び避難誘導の検討と課題整理 ⑥要援護者を含めた地域における避難訓練の実施 ⑦地域の見守り活動の推進。</p> <p>上記①～⑦の項目について必要な費用に関して、平成23年度は9地区、平成24年度は6地区、平成25年度は残り9地区に対して、各20万円を上限に、全地区24区に助成を行い、災害時だけでなく、地域の日頃の見守り活動の支援につなげる。</p> <p>また、新たなモデル地区の要援護者やその家族、地域住民に対して登録や啓発を行うため、登録用紙や啓発チラシ等を作成し、説明会等で活用することでモデル事業の円滑な実施により、地域の支え合い活動の推進に役立てる。</p> <p>3年が経過した現在、要援護者支援プランの登録総数は、二千余人で、支援者数は四千余人となり、今後も登録を勧める。</p> <p>登録までの流れ</p> <p>区が全世帯に事前調査（資料1.2）とチラシ（資料3）を配付して、要援護者と支援者の両方を把握する調査を行う。</p> <p>事前調査票を区で回収して、要援護者（名簿登録希望者）の人数を、市へ連絡する。また、支援者に対する区によつては、数部門に分けての支援体制づくりや、要援護者とのマッチングを行つ。</p> <p>市から要援護者の人数分の、要援護者支援プランモデル事業の要録票（資料4）と、封筒（資料5）を区へ渡す。</p> <p>区から、要援護者支援プランモデル事業の、要録票と封筒を、要援護者へ配付する。</p> <p>区から提出された、要援護者支援プランモデル事業要録票の名簿を市で整理して、登録票の1枚目（半票）と名簿と一緒に、区へ提供（資料6）。全情報は、福祉総務室と消防室で共有して保管。（区と個人情報協定書を締結済）</p>

交野市では、平成23年から27年の5年間を期間として、「第2期交野市地域福祉計画」を策定し、5本の基本目標を指針としました。

その基本目標のひとつに、「いつも笑顔で声かけ合える」を掲げ、重点プロジェクトとして「ごきげんさん運動」「あいさつ声かけ」を全市で推進しています。普段の生活の中であいさつや声かけから、地域のつながりを深め、顔の見える関係づくりを構築するとともに、大規模な災害が起きたときに有効な地域住民の関係づくりを行っています。

その基本目標の別のひとつに、「みんなが安心安全に暮らせる」を掲げ、重点プロジェクトとして、災害時要援護者支援事業を位置づけ、平成23年10月から具体的に地域とともに「交野市災害時要援護者支援プランモデル事業」（以下、モデル事業という）の取組みを始めました。

また、要援護者一人ひとりについて、災害時に地域がどのように支援するのかを定め、助け合えるしくみを具体化するために平成24年8月1日に、「交野市災害時要援護者支援プラン（全体計画）」を策定し、その中に「災害時要援護者支援プラン（個別計画）」を位置づけました。

モデル事業は、平成23年10月から3年間で全24区に展開することを目標にして企画立案をしました。区長会にて、モデル事業として地域が中心となって取組んで行ってほしいと説明を行い、取組み意向を聞き、取組み意向のある地区から順に説明会を開催しました。夜間、週末などの勤務時間外で市職員が地区担当を決めて何度も地区役員や住民等への説明を行いました。初年度の平成23年度にモデル事業を申請された地区は9地区、2年目の平成24年度は6地区、モデル事業最終年度である平成25年度は残り9地区で取組まれ、3年を経過した現在は全市で展開をしています。モデル事業は大阪府の地域支え合い事業の補助金を受けて必要経費等の補助をしました。

モデル事業の説明は、市職員が地区に出向き、区長を中心に区役員、自主防災会、民生委員等へ説明し、その地区に応じた方法で進めました。なんで地域に押し付けるのか、災害が起こったらどうせ一緒や、市は何をするのか等のさまざまな質問や意見を受けましたが、QAを作成し、何度も役割や方法を説明し、少しずつ職員と住民の顔の見える関係が築かれ、理解を仰ぐことができました。

本市での要援護者の登録方法は24地区中5地区が、いわゆる手挙げ方式で、全世帯に登録票を配布して、要援護者に登録を促す方法と、19地区がいわゆる同意方式で、区が主体で全世帯に「事前調査」を行い、その後対象となる要援護者に対し市の登録票を配布する方法の二つのパターンがあります。

「事前調査」では地区役員を中心に、全世帯にモデル事業のチラシと区が作成した調査票を封筒と共に配布し、要援護者登録希望者と支援者（ボランティア）の両方を把握する方法です。「事前調査」は、ある区が従前から「住民調査」をされていて、この「住民調査」を更新するときに、自発的に回答されたことがきっかけとなりました。市としては、個人情報の課題もあるため、回収率は低いだろうと考えていましたが、回収率が高い地区では

90%以上の回収率があり、これを元に要援護者と支援者の両方の把握が一気に進みました。

次に、地区役員を中心に、要援護者登録の希望者に市の登録票の配布と回収、集まった要援護者の個票を元に市が台帳を作成し、区長と協定を結んで双方で台帳を管理する等の方法を行っています。支援者はボランティアとして防災・避難訓練への参加や災害時の支援者としてのマッチングの役割を担っていただいています。

また、他の区の取組み状況がわかり、他区との交流を図るために全体交流会や説明会を3回開催しました。チシンボジウムとして、先進地区2、3地区の発表や意見交換会や親睦会等を開催し顔の見える関係づくりにも努めました。

3年が経過した現在、モデル事業は終了し、全24地区で約2,000人以上の方に登録をしていただいている。また、支援者は約4,000人以上となっています。

4月からはモデル事業ではなく「避難行動要支援者支援事業 愛称：おりひめ支え愛プロジェクト」と改名し継続支援をしていきます。

今後の課題としては、要援護者登録名簿の更新や整理、要援護者と支援者のマッチング、要援護者を想定した防災・避難訓練の実施、平常時からの見守り体制づくり等に取組む必要があります。またこの事業は自治会や区で行っていますので、区民や自治会員以外の住民への対応も現在の課題となっています。

地域の力と協力なしでは進まない事業なので、市の職員がどれだけ地域住民と真摯に話あい、向かい合えるかにかかってきます。

本市では過去のいろんな経過のなか、要援護者名簿を集約整理できる福祉部が本事業の中心的な担当となりました。危機管理部門は全体的な計画策定や進捗管理その他もろもろの所掌事務があるかと思いますので、事業の具体的な展開は福祉部門を中心となって実施していくのが実効性、有効性、即効性があるかと考えます。

また、地域との協働、と簡単にいいますが、決して簡単ではなく、行政がいつでも支援できる体制を表出しないと関係性は持てないと思います。

交野市 避難行動要支援者 支援事業

(愛称：「おりひめ支え愛プロジェクト」)

手引き



愛称の「おりひめ支え愛プロジェクト」は
「お」・・・お互いに
「り」・・・理解しあい
「ひ」・・・避難・見守りができる地域を
「め」・・・目指そう！！
の思いを込めて、つけました。

平成26年8月1日（改訂版）

交野市



目 次

I 基本的な考え方	
1. 避難行動 要支援者 支援事業とは？ 2
2. 「避難行動 要支援者」とは？	
3. 地域での助け合える仕組み（ネットワーク）づくり	
4. 自助・共助・公助とは？	
II 支援事業（登録票の配付・回収）の流れ 4
1. 全体の大まかな流れ	
2. 具体的な流れの説明	
III マップづくりと避難訓練 9
1. マップ（助け合いマップ）づくり	
2. 避難訓練の実施	
むすびに ~ひとりひとりが、今すぐにできること～ 10
「交野市 避難行動要支援者 支援事業（登録・変更）票」 11
「避難行動 要支援者 登録取消 申請書」 12
「避難行動 要支援者 支援事業」フロー図 13

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に、日本において観測史上最大規模である、東日本大震災が発生し、多くの尊い命が奪われました。

その後も全国各地で、大規模な震災や台風、豪雨等の災害が相次ぎ、今、私たち一人一人が、何をすべきかを考えなければならない時がきています。

災害で避難が必要になったときに、自分自身や家族、そして地域では、安全に避難できるような準備はできているでしょうか？

地域には、一人では避難することが困難な人「避難行動要支援者」が、たくさんおられます。

このような人にとって頼りになるのは、近隣住民で助け合える地域の仕組みです。

この「手引き」は、地域の支え合いの仕組み作りを、より具体的に整えていただくための参考に作成しました。

地域によって、住宅環境や人口、高齢者や障がい者の数、普段のつながりの度合いなどはさまざまであり、地域の数だけ取組み方法があると言っても過言ではありません。

ぜひ、地域で検討を重ね、「誰もが安心して暮らしていけるまち、かたの」を目指して、積極的に取り組んでいただければ幸いです。

I 基本的な考え方

1. 避難行動要支援者 支援事業（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）とは？

障がいのある方や高齢者等の、災害時の避難行動がご自身だけでは困難で、誰かの支援が必要な人を「避難行動要支援者」（以下、この手引きで「要支援者」といいます）と位置付けています。

災害時において、多くの「要支援者」が、被災されている現状があります。

このことから、「要支援者」が、円滑かつ迅速に避難するために、地域において支援が必要となる人をあらかじめ特定し、その一人ひとりについて、災害時に地域住民がどのように支援するかを定め、助け合える仕組みを作ることが重要です。

交野市では平成 24 年 8 月 1 日に「交野市災害時要援護者支援プラン（全体計画）」を策定しました。

全体計画は、国のガイドラインや大阪府の作成指針に基づき、「要支援者」についての、市の基本的な考え方を取りまとめたものです。

「避難行動要支援者 支援事業」は、全体計画を踏まえ、「要支援者」一人ひとりについて、災害時の地域での支援方法を定め、支え合える仕組みを具体化していくものです。

2. 「避難行動 要支援者」とは？

災害時には、支援する側にも人手などの限界があるため、重点的・優先的な「要支援者」として考えられるのは、要介護認定 3~5 の方、身体障がい者手帳 1,2 級の方、療育手帳 A の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方、65 歳以上の一人暮らし高齢者、75 歳以上の高齢者世帯の方などを想定しています。

また、これらの方以外にも、地域の実情に応じて柔軟に、いろいろな事情で避難が困難な方を含めることも可能です。

3. 地域での助け合える仕組み（ネットワーク）づくり

大災害が発生した際は、行政機関や消防・警察なども、限られた資源や体制の中で、直後の一定期間は、必ずしも十分な救援活動ができないのが現実です。

そこで、災害時に、地域組織・隣近所が助け合える仕組み（ネットワーク）が機能することが、極めて重要となります。

まず、平常時から、「要支援者」を把握し、次にその「要支援者」を誰が、どの組織が支援するかの仕組みを、整備しておくことが必要です。

助け合いの仕組みは、災害時だけでなく、日ごろの見守り活動にも有効となるように、幅広い地域の関係者が、協力して取り組んでいきましょう。

また、専門的・継続的な活動ができるように、地域で、「災害時支援チーム」（仮称）などの、災害に対する専門組織を設置する方法もあります。

4. 自助・共助・公助とは？

交野市では、平成23年度に「お互いに ふれて 支える まちづくり」をキャッチフレーズに、「第2期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、その中で、あいさつ声かけを推進する「ごきげんさん運動」も、いざという時に備えて、地域の結びつきを高めることも、狙いのひとつとしています。

住民ひとり一人が、災害への普段からの備えや、自分を守る行動（自助）に取り組みつつ、大規模災害では、交通網や連絡通信網の寸断などのために、行政機関による救援活動（公助）には時間要するため、初期段階では、隣近所をはじめとした地域の取り組み（共助）がとても重要です。

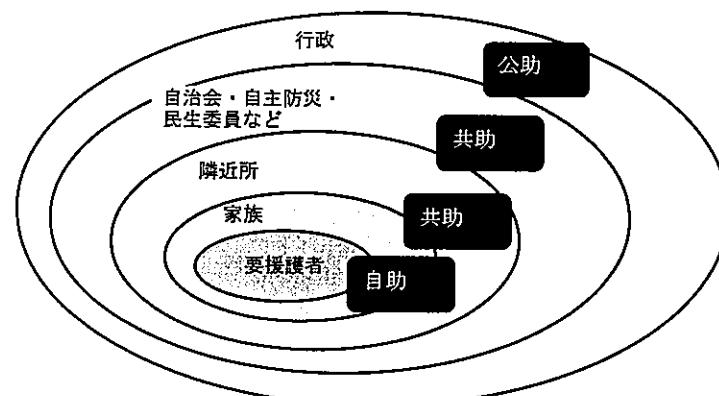
また行政による、物資の供給や、避難所の運営などの、災害後の対応が機能するためにも、地域の自治会や組織による力（共助）が欠かせません。

まずは、災害時に、自分の身は自分で守れるように、家具の転倒防止や避難訓練への参加、災害に備えた備蓄などの予防的な安全対策をしておきましょう。

そして、いざという時に頼りになるのはご近所さんです。

日ごろから、お付き合いを大事にして、緊急時にはお互いに支え合えるような、コミュニケーションを心がけましょう。

- **自助** ⇒ 本人・家族が、自身で行う災害等への備え
- **共助** ⇒ 近隣住民による支え合い
- **公助** ⇒ 自治会や自主防災組織などの、地域による支援など
- **公助** ⇒ 公的機関による活動、災害に備えた計画の策定、避難所の設置、消防・警察・自衛隊・医療機関等との連携など



II 支援事業（登録票の配付・回収）の流れ

1. 全体の大まかな流れ（別紙フロー図を参照）

- ① 地区の役員（区長・自治会役員・民生委員・自主防災会等、など各地域に応じて）が集まり、事業の取り組み方法（登録や支援方法等）について検討を重ね、その地区が実行しやすい方法を決定します。
- ② 取り組み方法について、班長会や総会等を開いて住民に説明し、合意を得ます。「登録票」や封筒、「おりひめ支え愛プロジェクト」チラシなどの資料が、説明に必要であれば、市からお渡しします。
- ③ 地区内の合意が得られれば、登録票の配布と回収を行います。
- ④ 回収後は一旦、市で整理を行い、基本情報のみを区に渡します。
- ⑤ 区と市は、登録票の情報の扱いを定める協定書を結び、個人情報の保護に努めます。
- ⑥ 支援する側と、支援される側の双方の、支援の体制（マッチング）を決定します。
- ⑦ 登録情報の更新や、災害時の避難に役立つマップ作り、避難訓練などに、繰り返し取り組みます。

2. 具体的な流れの説明

①登録方法の検討

●A例（登録票・全戸配布方式）

最初から、全戸に登録票を配付する方式です。

- ・地区からの登録についての説明文書、登録票、封筒、制度パンフなどを、全戸に配付。
- ・登録の希望者（要支援者）は、地区の役員等に登録票を提出する。

●B例（事前調査票方式）

- ・地区からの登録希望の有無についての調査文書、制度パンフなどを、全戸に配付。
- ・登録の希望者（要支援者）は、調査文書により、登録を希望する旨を、地区役員等に回答する。
- ・希望者に、登録票を配付し、回収する。

上記は例ですので、地域の状況に応じて、よりスムーズに理解をしていただきやすい工夫により、登録希望者や支援に協力できる方を把握できる方法で、実施してください。

地区で説明会を開催したり、対象と思われる方への登録を積極的にお勧めしたり、登録に関して不安な面や疑問点を解消できる工夫をお願いします。

本事業の登録票の配付・回収に合わせて、それぞれの地区の独自の方法での、災害時や普段の見守りに役立つ、追加情報の収集・回収などを行うことも可能です。

また、登録票の本人控えを、「要支援者」宅の冷蔵庫内に置いておく「災害時支援情報キット」の筒に入れておくなど、いろいろな工夫を行っている地区もあります。

②登録票について

登録票（交野市避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）登録・変更票。別紙参照）は、青色の印刷で、3枚複写となっています。

1枚目が、基本情報（同意と氏名、生年月日、年齢、住所、区名、電話番号、携帯番号、性別、居住家族数、世帯の状況、支援を必要とする理由）の記載。

2枚目と3枚目は、1枚目の情報に加えて、緊急連絡先と医療機関情報が入ったものです。

1枚目は、地区と、交野市社会福祉協議会が共有、2枚目は、交野市福祉総務室と交野市消防本部で共有します。

3枚目は、本人控えで、要支援者各自にて保管いただきます。

③支援体制（マッチング）の決定

災害時に、要支援者を支援する体制の整備（マッチング）を進めます。

国のガイドラインでは、「要支援者」一人に対して、できれば複数の支援する側の人＝「避難支援者」がいることが、望ましいとされています。

●A 例：個別マッチング方式

「要支援者」それぞれに対して、個別に「避難支援者」を決めておく方式です。

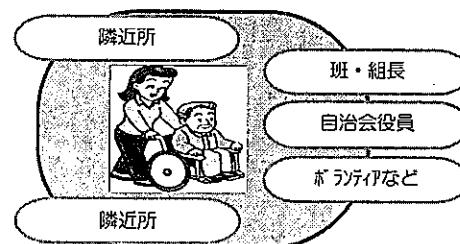
●B 例：グループ・マッチング方式

複数人の「要支援者」に対して、「避難支援者」も複数人のグループで決めておく方式です。

なお、支援体制は、あくまでお互い様の助け合いですので、支援ができなかった場合でも、「避難支援者」というだけで、法律上の責任を課されることはありません。

「要支援者」の方も、普段から「避難支援者」とのコミュニケーションを密にし、支援してもらう上で、必要な情報があれば共有するように心がけましょう。

また、避難の際に必要な物品（例：車イスや酸素吸入器など）があれば、自ら準備しておきましょう。



●支援体制（マッチング）プラン（個別計画）の例

（各地域の実情に応じた内容で、作成してください）

住所	氏名	年齢・性別	家族数	連絡	緊急	電話番号 世帯状況	支援理由 支援方法	支援者	支援体制
1丁目1-1	村上 イチロー	78 男	1	有	ひとり暮らし	000-0000	安否確認	自治会 Bさん	1丁目 は3人 で支援
	大阪 A郎					XXX-XXXX	歩行困難		
1丁目1-2	加藤 エイサ	76 男	3	無	昼間はひとり	リヤカー	視覚に不安	自治会 Cさん	ボランティア Dさん
	交野 A太								
1丁目2-3	鈴木 ティロ	67 女	2	有	高齢夫婦世帯	999-9999	付添1名	ボランティア Dさん	
	交野 D子								

④個人情報の管理

「要支援者」の登録情報は個人情報であり、地区における情報の保管者は、漏洩がないようにしっかりと管理しなければなりません。

地区では、個人情報の管理の方法と、管理者を決めます。

もちろん登録者からは、登録情報を共有することについての同意を得ますが、「誰との間で・どの情報までを共有するのか」を決め、管理上の責任を明確にしておきます。

情報の共有者が、多い・少ないで、メリット・デメリットがありますので、十分に検討することが必要です。

共有者が多いと、有事の際に迅速に安否確認や避難誘導ができるというメリットがありますが、情報が漏洩する可能性は高くなるデメリットがあります。

逆に共有者が少ないと、情報が漏洩する可能性は低くなるというメリットはあります。但し、有事の際は、情報を共有し、安否確認や避難誘導を行うのに時間がかかるというデメリットがあります。

⑤登録情報の更新

登録票・マッチング・マップなどの、要支援に必要な情報は、随時及び定期的な更新が重要です。

●地区全体での一斉更新（定期的に更新）

地区で全世帯を対象に、一斉に更新作業も定期的に必要です。

作業を行う間隔は、下記の随時の更新作業が、どれだけ頻繁に行われているかにもよりますが、1年おき、2年おきなど、作業量と地区の事情により決定します。

その際には、前回の事前調査で得られた課題点を生かして、調査方法を改善したり、登録票とは別に、地区独自での支援に必要な情報も併せて収集する、などの工夫も検討します。

どの程度の期間で、どのような方法で行うかなどを、事前に決めておきます。

また、「要支援者」の登録の取り消しの場合は、市へ「避難行動要支援者 登録取消申請書」（別紙参照）を提出してください。

●一斉更新時期以外で変更等あれば（随時に更新）

・「要支援者」登録票の情報の変更

例) 転出・死亡・家族の異動・支援理由／緊急連絡先／医療機関情報の変更、新たに新規登録の希望者が出了した場合、など

・「避難支援者」のマッチング情報の変更

例) 転出・死亡・電話番号の変更・支援活動が困難になった場合、など。

これらの情報の変更があれば、「要支援者」「避難支援者」自ら連絡をいただけるように、また、それらの変更を把握した班長・町委員らの役員からも、区長などの、地区の情報集約の担当者まで、随時に連絡してもらえるルールの周知や、連絡の流れの体制作りが必要です。

それらを反映した、新しいマッチング名簿やマップなどの作成・再配布の頻度も、決めておきます。

また、変更後の新しい登録票や、登録取消申請書は、適時、市福祉総務室へも提出をお願いします。

⑥登録票の「災害時・緊急時連絡先」情報の取り扱いについて

登録票の2、3枚目の「災害時・緊急時連絡先」については、連絡先である家族や親族の同意を得ることなく、本人（要支援者）の判断のみで記載された情報であることから、市（福祉総務室と消防本部）で管理するものです。

これら緊急連絡先情報の活用方法については、次のとおりです。

(1) 地震や風水害などの災害発生時（又はその恐れがある時）

緊急事態であることから、本人の同意がなくとも名簿情報を、市から、地区的役員等の関係者に提供いたします。

具体的には、福祉部職員が、各指定避難所へ要支援者名簿を持参又はFAX・メール等の何らかの方法により提供し、地域の協力のもと名簿との突合を行います。

名簿の突合や、その他の情報により、避難所へ避難していない方・安否がわからない方については、名簿を活用し安否確認を行います。

(2) 日頃の見守り活動等で、緊急連絡先が必要となる時

日頃の生活の中で、「最近姿を見ない」「新聞が溜まっている」など、地域住民が異変を感じ、家族や親族に連絡を取りたいときは、平日昼間（9時～17時30分）は、交野市・福祉総務室（072-893-6400）へ連絡してください。

●通報者が電話 ⇒ 福祉総務室 ⇒ 家族・親族（又は福祉総務室）⇒ 通報者へ連絡

土日・祝日・夜間・年末年始等は、交野市・消防本部（072-892-0119）へ連絡してください。（電話番号は「119番」ではありません。）

●通報者が電話 ⇒ 消防本部 ⇒ 家族・親族（又は消防本部）⇒ 通報者へ連絡

※ 福祉総務室又は消防本部が、緊急連絡先へ連絡し、先方の同意により、通報者へ連絡いただきます。市から直接に、通報者へ緊急連絡先を教えることはできません。

III マップづくりと避難訓練

1. マップ（助け合いマップ）づくり

安否確認や避難誘導をはじめとした、「要支援者」支援に関する情報を集約し、具体的な取組を検討するためには、マップ（助け合いマップ）づくりが有効です。

1軒1軒が見分けられるサイズの地図に、災害時に必要な情報を盛り込みます。

- ①指定避難所まで避難するルート。避難所に行くまでに、一時的に集合する場所
- ②避難ルート上の、危険な道路や橋などの注意箇所と、そこを回避するルート
- ③車椅子や担架、医療機器、防災用品等の配置場所
- ④「要支援者」の情報、支援に必要な物品や、「避難支援者」の人数や情報

名簿の更新と同様に、マップの情報も、定期的な見直しを行います。

また、個人情報を含む場合は、マップの取り扱いルールも決めておくことが必要です。

2. 避難訓練の実施

避難訓練では、「要支援者」と「避難支援者」の双方が参加し、移動経路、集合場所での安否確認の方法、支援に必要な物品などを確認しましょう。

また、訓練後には、アンケート実施や参加者の声を聞く機会を持つことで、改善点や課題などを発見・共有し、マップに反映させるなど、今後に活かしていきましょう。

訓練は、できるだけ多くの地域住民に参加してもらい、市役所や消防署、社会福祉協議会等の関係機関にも協力を依頼し、それぞれの役割を確認することも大切です。

「要支援者」ご自身も、普段から、一時集合場所や避難所までの経路を実際に移動し、いざという時に備えておいてください。

むすびに・・・

～ひとりひとりが、今すぐにできること～



1. あいさつから始まる「地域の輪」

あいさつは、人と人とのつながるための大切な言葉です。

初めは、あいさつしても返してくれないこともありますが、諦めずにあいさつをしてみてください。

2. 隣近所の人たちと、仲良くなりましょう

隣近所の人と、仲良くなりましょう。

そしていざというときに、助け合える関係を築き上げましょう。

3. 地域のイベントに、参加しましょう

区や自治会が主催するイベントに参加して、ご近所さんと一緒に楽しみましょう。幅広い年齢層の方が、参加・交流できるイベントを、地域で考えてみませんか。

4. 自分でできることを、考えてみましょう

一人の住民として、人のため・地域のためにできことがあります。

避難する時に、隣の高齢のご夫婦は大丈夫か、小さな子どもさんのいるお母さんは避難できたか、などを少し想定してみましょう。

また、一人ではできないことも、同じ思いのご近所さん同士の力で出来ることは、更に大きくなるはずです。

今は元気でも、近所の人の助けが必要になることがあります。

他人ごとではなく、自分のこととして捉えて、今できることを考えてみましょう。

交野市避難行動要支援者支援事業(おりひめ支え愛プロジェクト)(登録・変更)票

(旧要援護者支援プランモデル事業)

この登録票は、災害時の避難行動等に不安がある方の情報を地域で共有し、普段の見守り活動とともに、災害時や緊急時に少しでも敏速な対応を行うことを目的としています。

交野市長 宛

記入日: 平成 年 月 日

避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、1枚目の情報を区長を通じて地域の支援者及び社会福祉協議会へ、2枚目の情報を市及び消防署で共有されることに同意します。

本人 代理人 (関係)

1. 基本情報(必ず記入してください)						
※市と消防署で情報を共有します	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成		
	氏名			年	月	日
	住所		区名			
	電話番号	()	性別	男・女	居住家族数	
	携帯番号	()				
	世帯状況(O印)	1.ひとり暮らし 2.屋間ひとりが多い 3.家族だけでは支援が不安				
支援を必要とする理由(O印)	1.寝たきり 2.歩行困難 3.視覚に不安がある 4.聴覚に不安がある 5.避難時の判断が困難 6.その他、特記事項()					

2. 災害時・緊急時連絡先(緊急時や災害時に必要ですのでご記入下さい)					
①	フリガナ	関係(O印)	家族	・	親族
	氏名		電話番号	()	
携帯電話	()	住所			
②	フリガナ	関係	友人等		
	氏名		電話番号	()	
携帯電話	()	住所			
3. 医療機関の情報(消防による救急搬送等に備えて登録したいと思われる方はご記入下さい)					
既往歴(主な病気)					
かかりつけ病院	名称:	電話			

本人保管用

避難行動要支援者 登録取消申請書

年 月 日

フリガナ 氏名			
生年月日 年齢	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 歳	自宅電話 または 携帯電話	
住所 (アパート名・室番号)			
取消理由	いすれかに○をつけてください。 1 転出したため(月 日付) 2 死亡したため(月 日付) 3 在宅でなくなったため(老人ホーム等の施設に入所した、など) 4 その他(理由)		

上記のとおり、避難行動要支援者登録名簿の登録の取消しを申請します。

◆取り消しされる場合は、地区で保管されている登録票の半票も添付ください。

交野市長 あて

申請者氏名 _____

※申請者が、要支援者本人以外の場合、以下に記入してください

本人との関係 _____

住所 _____

電話番号 _____

「避難行動 要支援者 支援事業」フロー図

1・地区毎の事前協議

1-(1) 地区の主な役員（区長・自治会役員・民生委員・自主防災会など）で「避難行動 要支援者 支援事業」の取組み方法（「要支援者」の登録や支援方法等）について検討します。
(更新作業の際も、同様です。)
要請があれば、市からも説明に伺い、一緒に考えます。

2・「要支援者」の登録（例）

A例（登録票・全戸配付方）
2-(1) 事業の説明チラシ・登録票等を、地区の全戸に配付。

B例（事前調査票方式）
2-(1) 事業の説明チラシ・地域独自作成の事前調査票を、全戸に配布。
登録希望の有無等を記載してもらい回収

3・支援体制の検討

3-(1) 支援体制（マッチング）を、地区の幅広い関係者で検討します。
理想は、「要支援者」一人に対し、複数の「避難支援者」があることですが、1対1、又は、数人をグループで支援するなど、地区の実情に応じた対応も可能です。

3-(2) 個別マッチング方式
「要支援者」Aさんには、「避難支援者」Bさん、Cさんが、避難誘導を行う、など

3-(2) グループ・マッチング方式
「要支援者」Dさん、Eさんは、F班の班長を中心に、班員みんなで分担して避難誘導を行う、など

両方式の併用も可能

4・マップ作成と避難訓練

これら一連の作業を繰り返し、継続することが大切

5・更新作業

5-(2) 更新時期等が定まれば、新しく役員等になった方々へ、更新作業の方針を説明します。
また、これまで地域独自で行ってきた「住民カード」や「緊急時連絡先調査」等があれば、それらと併用してより有効な方法を検討します。

5-(1) 登録者の死亡・転出・転入、身体状況の悪化など、新たな登録や削除等、最新の現状に即した、登録者の状況の把握が必要です。
1年ごとが理想的ですが、地区の実情に合った方法で、更新時期や作業方法の検討を行います。

4-(2) 作成したマップをもとに、実際に避難経路を使い、避難訓練を実施します。
訓練を通して、避難経路の見直し等を行い、より安全で適切な避難方法を検討します。

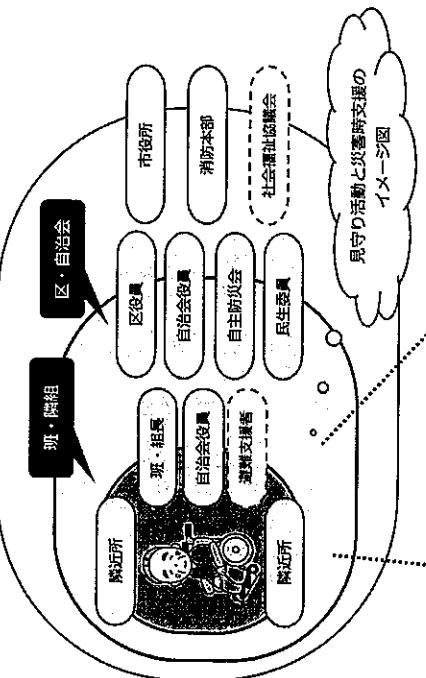
4-(1) 登録された「要支援者」や「避難支援者」の所在地を地図に記載し、避難所・一時集合場所の避難経路や、避難時に必要な情報を掲載した、マップを作成します。

3-(3) 日頃の見守り（目配り・気配り）と支援体制
⇒隣近所の住民で「要支援者」（高齢者等）に、普段の、なにげない近所付き合いの中で『少しいつもと違うかな？』等の情報を、日常の気配りの中で見つけ、民生委員や行政等に伝える支援を行う。

発行：交野市 福祉部 福祉総務室

〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1
交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）
TEL:072-893-6400（代表）、FAX:072-895-6065
メール：hukushi-soumu@city.katano.osaka.jp

隣近所からはじめる見守り活動と災害支援のわ（和・輪） 「おりひめ支え塾プロジェクト」



交野市避難行動要支援者支え塾 第1回生会議実行委員会 愛称：おりひめ支え塾プロジェクト

近年、東日本大震災や阪神淡路大震災をはじめ、集中豪雨や台風による風水害など、大きな自然災害が頻発しています。このような災害時では、特に高齢者や障がい者など避難に際して支援を必要とする方（避難行動要支援者）が被災するケースが目立っています。東日本大震災では、岩手、宮城、福島3県の死者のうち、犠牲者の65%が60歳以上の方と言われています。

交野市では、避難行動要支援者が災害時や緊急時に孤立することを防ぐため、地域で普段の声かけや見守り活動とともに、災害時の避難支援に向けた体制づくりを行なう「おりひめ支え塾プロジェクト」を進めています。

交野市「要援護者支援プラン」モデル事業は、平成26年度から交野市避難行動要支援者支援事業・愛称「おりひめ支え塾プロジェクト」に事業名を変更しました。

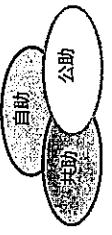
愛称の「おりひめ支え塾プロジェクト」とは「お」…お高いに、「り」…理解しない、「ひ」…避難・見守りができる地域を「め」…目指そう！ということです。

「おりひめ支え塾プロジェクト」の実情

地域で「ええ合う」
セーフティネットづくり

イコール

交野市では、「おりひめ支え塾プロジェクト」をきっかけに、地域セーフティネットづくりを進めます。災害の被害を軽減するためには、「自助・共助・公助」が不可欠です。公助は、救援活動、計画策定、正統な情報伝達、物資の供給、避難所の運営などです。一人ひとりが自ら取り組む（自助）とともに、隣同士の助け合い（共助）によって少しでも災害時の被害を減らしましょう。そのためには、日ごろからコミュニケーションを図り、住民同士で助け合う（公助）ことのできる地域にしましょう。



★登録できる人の基準

(基本) 登録できる対象者は①要介護度 3~5 の方②身体障がい者手帳 1,2 級の方③療育手帳 A の方④精神障がい者福祉手帳 1 級の方⑤65 歳以上の一人暮らし高齢者⑥75 歳以上の高齢者世帯の方⑦その他一人では避難できない不安をお持ちの方です。

上記を対象者の基準としていますが、地区によっては、要介護度 3 未満の高齢者や戸間独居の高齢者、外国人など対象者の範囲を拡大されている地区もあります。

★登録の次にすることは?

- 個別支援計画の作成：普段の見守りと災害時に備えた支援体制づくりを区の組織（隣近所・班・自治会・区・自主防災会など）で検討します。（例えば 1 班は班長と自主防災会の A と支援者 B が見守り体制を組むなど）
- 災害時の避難経路、安全確保と安否確認等を行うための地域での一時避難所、要援護者情報を含めた防災マップを作成します。
- 防災訓練の実施と検証
通常の防災訓練に、安否確認や要援護者の避難誘導を加えた防災訓練を実施してください。
訓練の結果から、住民への情報伝達や問題点を検証し、改善につなげてください。

★今後の事業展開

平成 24 年 8 月 1 日に「交野市災害時要援護者支援プラン（全体計画）」が施行され、福祉部は個別計画の作成・共有を地域とともに実施していきます。
モデル事業としては、平成 25 年度が最終年度となるため、全地区での実施を目指しています。

★平成 25 年度は 9 地区でのモデル事業実施を予定しています。

事業内容は

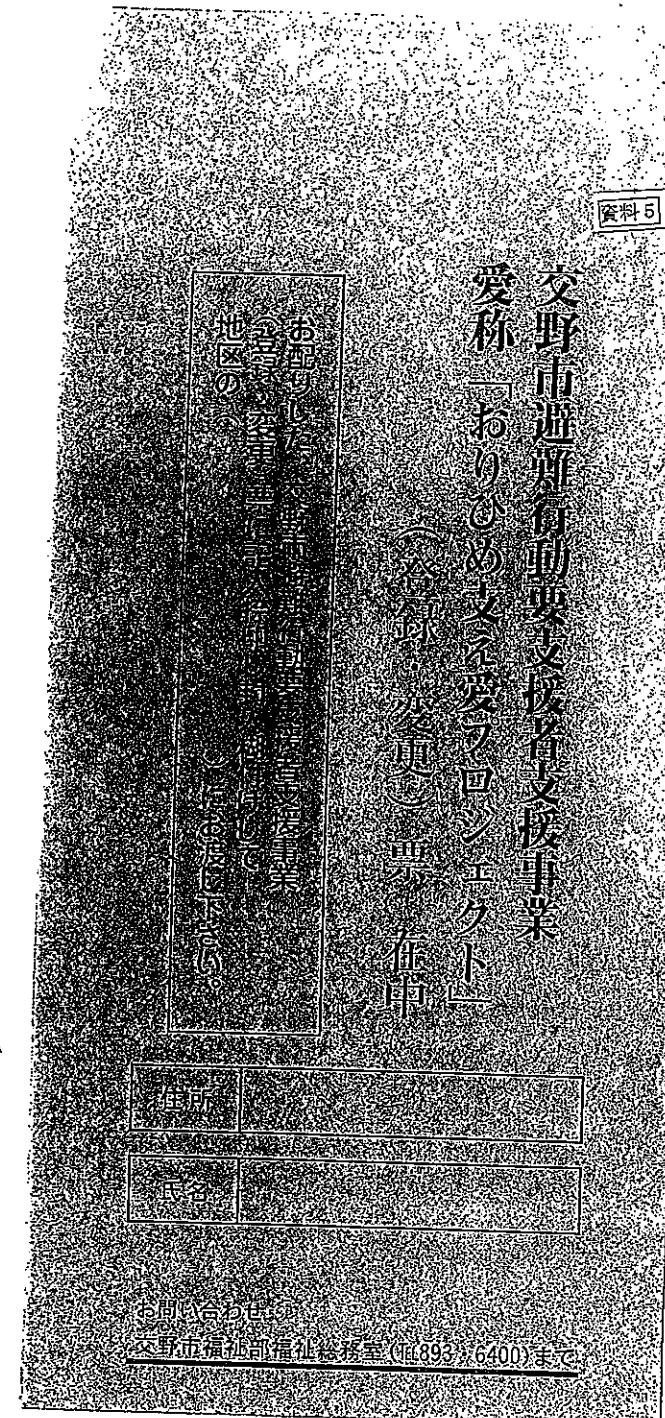
- 区の防災マップづくり（避難経路、避難所等）
- 要援護者等の情報共有について課題整理及び実施
- 避難支援者、避難支援体制についての検討と課題整理と実施
- 要援護者を含めた地域における避難訓練の実施
- 地域の見守り活動の推進

実施期間は、平成 25 年 4 月から 26 年 10 月までとします。

事業実施に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費）として、1 地区 200,000 円（上限）を助成します。

なお、上記の補助対象経費は、補助金の交付決定後から平成 26 年 3 月末までに支出した経費を対象とします。

資料 5



〇〇区のみなさまへ

平成 26 年 2 月 吉日

区 長

「交野市災害時要援護者支援プラン」登録に関する事前調査のお願い

▼今、私たちは、1000 年に一度の大震災や津波、今までに経験したことのないような記録的な大雨、というような言葉が日常的に聞かれる時代に生きています。一方、高齢者世帯の急増や、核家族化による一人暮らし高齢者の方の増加などに伴う課題が、私たちの〇〇区でも現実味を帯びてきています。

▼もしかして大きな災害に襲われたときに、私たちはどうすればよいのでしょうか？

「自助」 自分の身は自分で守ろう。また日ごろからの備え。

「共助」 隣近所がお互いに助け合い、地域を守っていこう。

「公助」 避難所の設置、消防、警察、自衛隊、医療の備え

大規模な災害が発生した場合、消防や警察等の公的な救助が間に合わないことが考えられます。

▼まずは自分の身は自分で守り、次に「手助けが必要な人」＝「要援護者」には、近所で助け合って守るというまちづくりが必要ではないでしょうか。

▼「災害時要援護者支援プラン」とは、国の防災基本計画に基づいて策定された交野市地域防災計画、交野市災害時要援護者支援プラン（全体計画）のなかで、「災害等が発生時に自力では一人で避難することが困難な方が、災害時や緊急時に孤立することなく、普段からの関係づくりとともに、災害時の避難支援に向けた体制づくり」を目的として交野市福祉部が平成 23 年度から進めている事業です。〇〇区では、災害時に一人でも見逃さないために、この事業を市とともに進めています。

▼「災害時要援護者」とは、災害時や緊急時の避難にあたって、一人で移動の困難な方（障がいのある方、介護が必要な方）、65 歳以上の一人暮らしの方、75 歳以上の高齢者世帯の方、その他、避難に不安をお持ちの方です。

同時に手助けをしていただける方もこのプランでは必要となってきます。



事前調査票の記入のお願い 第1ステージ

▼〇〇区では、市の「災害時要援護者支援プラン登録」に先立ち、支援を必要とされる方（要援護者）と、手助けをしていただける方（支援者）を把握するために事前調査を進めます。強制ではありませんが、助け合えるまちづくりのために、ご理解いただき、ご記入をお願いします。要援護者、支援者が世帯にいない場合は、1 のみ記入してください。

▼要援護者：「寝たきり状態」、「歩行が困難」、「視覚に不安」、「聴覚に不安」、「避難の判断が困難」などの方で、「手助けがほしい」と思われる方は、調査票の支援必要に○をつけてください。

▼支援者：災害時に支援が必要な方を、「少しでも手助けしよう」と思われる方は、手助け可能に○をつけてください。いざという時に助け合えるご近所づきあい、安心して暮らせる星田のまちを一緒に創っていきましょう。

▼配布しています封筒に事前調査票を入れ、封をして〇月〇〇日()までに、地区の〇〇(〇長)にお渡しください。

▼なお、記入いただいた事前調査票は区長が保管し「災害時要援護者支援プラン」の目的以外には使用いたしません。

「交野市災害時要援護者支援プラン」への登録について 第2ステージ

▼回答いただいた「事前調査票」を区長が集計し、登録希望者の方に「交野市要援護者支援プラン（登録・変更）票」と「封筒」を地区の〇〇(〇長)がお届けしますので、必要事項を記入いただいた後に封筒に入れて地区の〇〇(〇長)にお渡しください。

▼「要援護者支援プラン（登録・変更）登録票」は 3 枚つづりになっており、1 枚目の半票は区長が保管、2 枚目は交野市福祉部福祉総務室と消防署が保管、3 枚目はご本人の控えとなります。



「災害時要援護者支援プラン」事前調査票（全世帯対象）

参考3

平成26年 月吉日

区長

○○区では、市の「災害時要援護者支援プラン登録」に先立ち、支援を必要とされる方(要援護者)と手助けをしていただける方(支援者)を把握するために事前に調査を行います。調査は、強制ではありませんが、助け合えるまちづくりのために、ご理解いただき、ご記入をお願いします。

支援を必要とされる方は*1に、手助けをしていただける方は*2に○をつけてください。

要援護者、支援者が世帯にいない場合は、1のみ記入してください。

記入後、封筒に入れ、封をして○○(○長)にお渡しください。

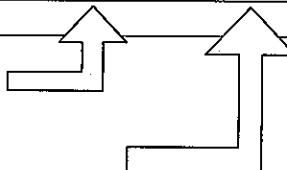
1. 全世帯ご記入ください。

世帯主氏名		町名	町会
ご住所	丁目	電話	(自宅)
携帯電話	一	FAX	一

2. 支援の必要な方（要援護者）がいる、手助け可能な方（支援者）がいる世帯は1、2ともに記入してください。

世帯主と の続柄	ふりがな 氏名	性別	生まれ年	*1 支援が必要	*2 手助け可能
家 族 構 成	本人	男	明・大・昭・平 年 ()歳		
		女	明・大・昭・平 年 ()歳		
		男	明・大・昭・平 年 ()歳		
		女	明・大・昭・平 年 ()歳		
		男	明・大・昭・平 年 ()歳		
		女	明・大・昭・平 年 ()歳		
		男	明・大・昭・平 年 ()歳		

☆ 支援が必要な方は、○をつけてください



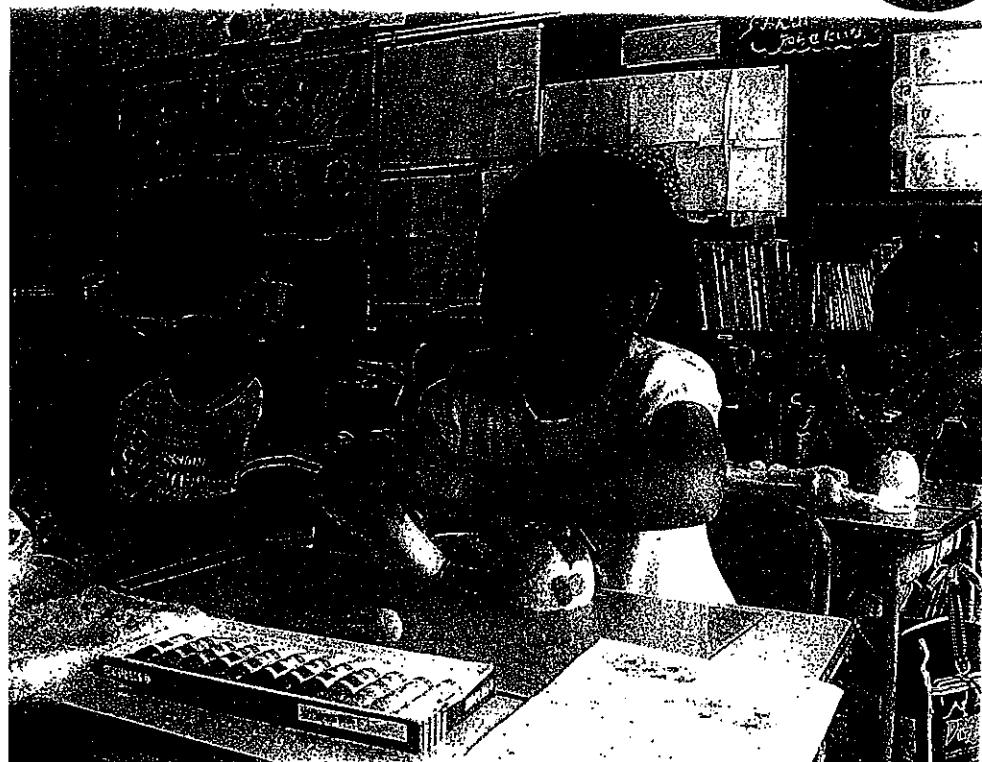
☆ 手助けをいただける方は○をつけてください。

提出期限：○月○○日()

かたの

No.735

8
2013



天野川を風鈴で飾ろう!
7月10日(水)私市小学校の2年生が、郷土の里
天の川星まつりで、水辺プラザに飾られる風鈴を作
りました。

特集 みんなで取り組む災害時支援	2
災害時要援護者支援プラン事業	
市政の今昔	5
トピックス	6
おもしろ企画	10
キラキラ輝く 交野の星リレー	23
まちの名に歴史あり	24
図書館とまちの文化育成	25
8月の相談室・8月のこみ収集日	28
まんが おりひめちゃん	31
植物園からの招待状	裏面



交野市ホームページ
<http://www.city.katano.osaka.jp/>

【先進的な取組事例】

堺市

(

災害時要援護者台帳及び一覧表作成の取り組みについて

1. 災害時要援護者リストの作成

平成19年度に、災害時の要援護者の安否確認等に備えるため、福祉目的で収集した高齢者、障がい者、特定疾患認定者等に関する情報を災害時要援護者リストとして作成し、健康福祉局、危機管理室、区役所で保管し、情報の共有を図る。

(1) 対象者

身体障がい者手帳1・2級所持者（免疫障がい除く）
療育手帳（A）所持者
精神障がい者保健福祉手帳（1級）所持で独居
「要介護3」以上の要介護認定者
世帯全員が70歳以上（独居含む）かつ、要支援1・2又は要介護1・2
緊急通報装置登録者（高齢者・障がい者）
特定疾患認定患者

(2) リストの更新

- ・リストデータの更新は、毎年4月、7月、10月、1月の4回
- ・保管用リストの印刷は、4月更新分の1回

(3) 地域支援者への情報提供

- ・個人情報保護の観点から、平常時は、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員などの地域支援者からの要望があつても提供、閲覧させることはできない。

2. 災害時要援護者の訪問調査並びに台帳及び一覧表の作成

平常時から地域支援者と行政で要援護者の情報を共有し、地域での避難支援体制の構築を推進するため、平成24年度に6小学校区のモデル地域において、希望する要援護者への民生委員児童委員による訪問調査並びに台帳及び一覧表作成の取り組みを行う。

平成25年度には、全市域を対象に実施し、65小学校区の地域で取り組みを行う。

(1) 取り組みの流れ

- ① 小学校区ごとに組織されている自治連合会代表者、校区福祉委員長、民生委員児童委員長の三者から賛同を得る。
- ② 実施校区の上記1、災害時要援護者リストの登載者に、調査の趣旨説明と民生委員児童委員による訪問調査の諾否を尋ねるダイレクトメールを市から郵送する。
- ③ 訪問希望者のリストを作成し、民生委員児童委員に提供する。
- ④ 民生委員児童委員が訪問希望者宅を訪問し、心身の状況、家族の状況などを聞き取り、一人ひとりの台帳を作成するとともに、その個人情報を地域支援者等に提供することの同意を取る。
- ⑤ 調査台帳から一覧表を作成

(6) 調査台帳を民生委員児童委員長と市（障害福祉部）で保管

⑦ 一覧表を自治連合会代表者、校区福祉委員長、自主防災組織の長、民生委員児童委員、市（危機管理室、区役所）で保管

(2) 要援護者の把握状況

- ・平成24年度 堀区・西区の6校区で実施
対象者数 3,857人 回答数 2,553人 訪問調査希望数 833人
- ・平成25年度 全区 65校区で実施
対象者数 31,802人 回答数 22,031人 訪問調査希望数 4,851人

(3) 台帳及び一覧表の活用、課題

- ・地域へ提供した台帳及び一覧表情報については、民生委員児童委員による定期的な訪問活動や既に福祉施策等で取り組んでいる地域での見守り活動に加えるなど、日ごろから要援護者と支援者のお互いの関係づくりにまずは活用してもらいたい、その活動を通して、登録内容の更新をはじめ、災害時の支援方法や防災訓練への参加の働きかけなど、地域での要援護者支援の取り組みを進めてもらう。
- ・課題としては、ダイレクトメール未回答や訪問調査を希望しない理由の分析をはじめ、さらなる登録の推進、未実施地域22校区への取り組み働きかけを行う。さらに、地域での取り組みの参考にしてもらうために平成20年度に策定した「堺市民のための地域で進める災害時要援護者避難支援ガイドライン」の見直しを今後行うほか、地域の声をよく聞きながら危機管理室、健康福祉局、区役所が連携したバックアップを行っていく。

(4) 地域の多様な担い手による避難支援体制の構築に向けて

- ・地域で要援護者を支援する担い手については、民生委員児童委員や自治会、自主防災組織、校区福祉委員会に加えて、今後、介護や障がい福祉サービス事業者や企業、事業所に対して市から協力を依頼し、多様な担い手による避難支援体制の構築を目指していく。

◇災害時要援護者への訪問調査、台帳・一覧表作成

自治会校区代表者、民生委員・児童委員長、校区福祉委員長の三者から賛同を得る

要援護者リスト登録者に民生委員の訪問調査の詰否調査ダイレクトメールを郵送

災害時要援護者リスト登録者 平成25年4月末 49,960人	
<input type="radio"/> 身体障がい者手帳1・2級所持者(免疫障害除く)	<input type="radio"/> 緊育手帳(A)所持者
<input type="radio"/> 精神障がい者保健福祉手帳(1級)所持で独居	<input type="radio"/> 「要介護3」以上の要介護認定者
○世帯全員が70歳以上(独居含む)かつ、要支援1・2又は要介護1・2	
<input type="radio"/> 緊急通報装置登録者(高齢者・障害者)	<input type="radio"/> 特定疾患認定患者

心身や家族の状況の聞き取りと個人情報を地域支援者等に提供することの同意を取る

連携

<一覧表>	
民生委員、自治連会長、校区福祉委員長、 自主防災組織の長、行政で保管	

連携

<調査台帳>	
民生委員・児童委員長、行政で保管	

1

調査台帳や一覧表を地域での災害避難支援や日ごろの見守りに活用してもらう

訪問時使用		災害時要援護者台帳		(No. _____)
		(TEL・携帯)		
		男・女 (生年月日)		
住所				
氏名				
家庭構成				
緊急連絡先 連絡先	(TEL・携帯)			
かかりつけの医院	電話番号			
医療情報	必要な医薬品(例:糖尿病のインスリン注射)など			
要介護状況	歩行 ⇒ できる・一部介助・できない 会話 ⇒ できる・一部介助・できない 食事 ⇒ できる・一部介助・できない トイレ ⇒ できる・一部介助・できない 通所・在宅サービス ⇒ 利用有(事業所名)・利用無 自力で避難可能・車いす・担架 (その他: _____)			
災害時の避難所 までの移動手段	一戸建て・高層住宅・低層集合住宅(3Fまで)・その他			
住居の種類				
災害時に誰かをお願いできる方が近所にいますか?	有・無			
特記事項				
私は、校区の災害時要援護者支援の取組みに賛同します。 私の個人情報を、避難支援のための取組みや、普段の見守り活動に使用するため、地元校区の自治連合会長、各自治会長、校区福祉委員長、民生委員児童委員、自主防災組織責任者、警察、堺市に提供することに同意いたします。				
(同意・署名欄) 平成 年 月 日 氏名 _____ (代理人・統柄) 氏名 _____ <small>*氏名を本人が自署する場合は、押印を省略する事が出来ます。</small>				
校区		担当民生委員児童委員		

○○校区 災害時要援護者一覧表

(平成 年 月 作成)

登録番号	登録区分	登録者名	登録日付	登録月日	登録年月日	登録者性別	登録者年齢	登録者職種	登録者役割	登録者連絡先	登録者連絡先電話番号
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

【先進的な取組事例】

河内長野市

1. 河内長野市における先進的・積極的取組み事例

取組み事例

災害時要援護者支援制度(災害時要援護者管理システム)

市の現況

- 人口約11万人 高齢者約3万1千人 高齢化率28%
- 実施担当部局
防災部局/危機管理課 福祉部局/介護保険課・障がい福祉課
- 災害時要援護者支援プラン 平成23年11月策定
- 災害時要援護者支援制度 平成23年12月開始

導入前の課題

- 基幹システムである住民情報系システムだけでは対象者の把握ができない。
- 防災部局と福祉部局で情報共有ができない。
- 避難誘導等の一連の支援体制が具現化できない。

導入理由

要援護者台帳を効率よく管理するため



2. 災害時における要援護者の支援対策とは

災害時要援護者対策の重要性

ここ数年の風水害や豪雪による死者の大半が65歳以上の高齢者。

⇒さらに、東日本大震災以降「災害時要援護者情報管理」が重要視されることに。

災害発生時の支援対策



- 共有名簿の活用
- 自治会等との連携



- 避難支援プランに基づく避難
- 関連部署との情報共有
- 誘導時の情報伝達など



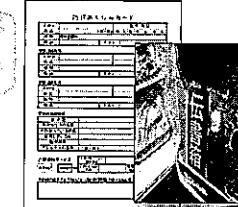
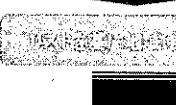
- 福祉避難所への受入
- 情報提供・相談窓口設置
- 医療機関への移送など

3. 申請登録から個別計画書までの流れ



支援者が決まって
いる場合

支援者が決まって
いない場合



支援方法の結果
を市に報告



4. システム選定にあたってのポイント

- ネットワーク運用による要援護者情報の一元管理と共有化ができるか。
- 要援護者情報と支援関係情報が多機能に管理できるか。
- 台帳機能と地図機能が連携できるか。
- 地区別、民生委員別などマルチな絞り込みや集計ができるか。



災害時要援護者管理システム(A社)

5. システム導入後の効果とさらなる機能拡張

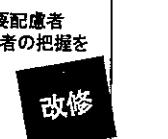
「災害時要援護者管理システム」の導入により、様々な課題が解消できた。

- ✓ 住民基本台帳情報・介護情報・障害者情報が簡単に集約できる **解消**
- ✓ 要配慮者の把握・共有ができる **解消**
- ✓ 様々なデータ管理と用途に応じた抽出を行うことができる **便利**
- ✓ 個別計画書の策定が容易にできる **便利**
- ✓ 地区別、民生委員別などマルチな絞り込みや集計ができる **解消**



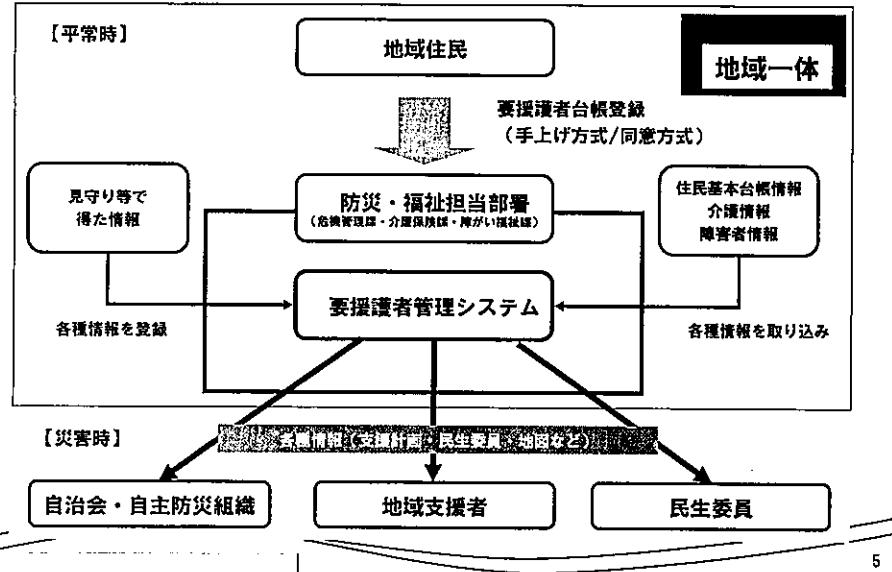
災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿作成に対応できるよう機能拡張

- ✓ 基幹システム(住民基本台帳情報・介護情報・障害者情報)のほかに、難病患者等の各要配慮者データを取り込みできるようにして、抽出を任意に条件設定することで、避難行動要支援者の把握を行う機能を持つことにする。
- ✓ 抽出した者に同意を得るために案内書を作成する。
- ✓ 同意 / 不同意者ごとに区分け管理する。
- ✓ 避難支援者が決定して個別計画書を作成しているものとの区分け管理する。



6. システムの概要

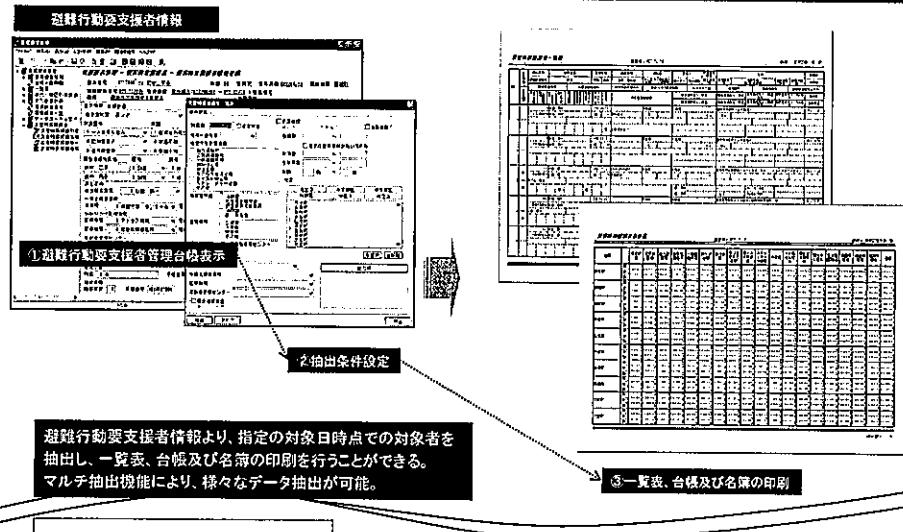
〈システム概要図〉



5

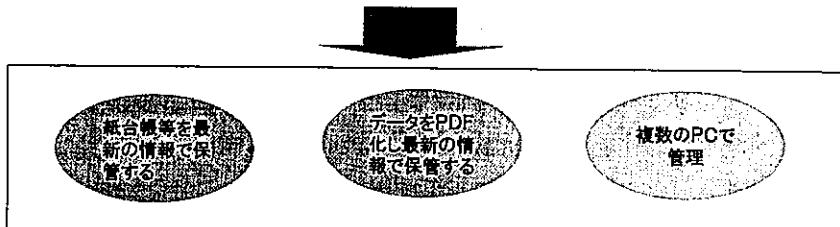
7. システムの機能(例)

避難行動要支援者の一覧表、台帳及び名簿を出力



8. 災害時の情報管理

災害時には、システムが使用できないことを想定した
バックアップ体制を検討しておく必要がある。



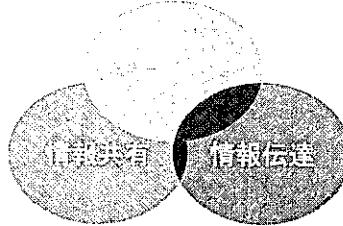
9. さいごに

避難行動要支援者を災害から守るには

1. 日頃の『コミュニケーション』が重要

2. 支援関係者で『情報共有』が重要

3. 災害時に備え、『情報伝達』体制の強化／整備が重要



災害時に避難行動要支援者情報を活かしていくことが大事！

高齢者や体の不自由な人を災害から守る

避難行動要支援者支援制度をスタートします！

～新たな「向こう三軒両隣」の構築をめざして！～

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。この中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされました。

本市では、これまでの『手上げ方式』による災害時要援護者支援制度に、新たに『同意方式』を加え、避難行動要支援者支援制度として取り組みます。

避難行動要支援者支援制度とは？

災害時における避難行動要支援者【下記1】への支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿に掲載した人のうち、同意を得られた人については、河内長野市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者【下記2】へ名簿情報【裏面3】を提供し、避難支援や安否確認等に役立てるとともに、平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

1. 避難行動要支援者名簿への登録対象者

生活の基盤が自宅にある方のうち、家族等の支援が困難で避難するために何らかの助けを必要とする以下の人

- ① 介護保険の要支援・要介護認定者
- ② 身体障がい者（障がい等級が1級から2級までの人）
- ③ 知的障がい者（A判定の人）
- ④ 精神障がい者（障がい等級が1級の人）
- ⑤ 障害者総合支援法による市の障がい福祉サービス等を受けている難病患者
- ⑥ 高齢者（75歳以上）のみの世帯の人
- ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる人（自ら名簿の登録を希望する人など）

⇒従来の災害時要援護者支援制度による『手上げ方式』の人などが該当

例) 家族と同居しているが、昼間は1人になる高齢の方などで、自ら避難することが困難な方



2. 避難支援等関係者（名簿の提供先を選択することはできません）

- 自治会・自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 地区福祉委員
- 消防本部・消防団
- 市社会福祉協議会
- 避難行動要支援者が指名する個人支援者

3. 避難支援等関係者へ提供する名簿情報

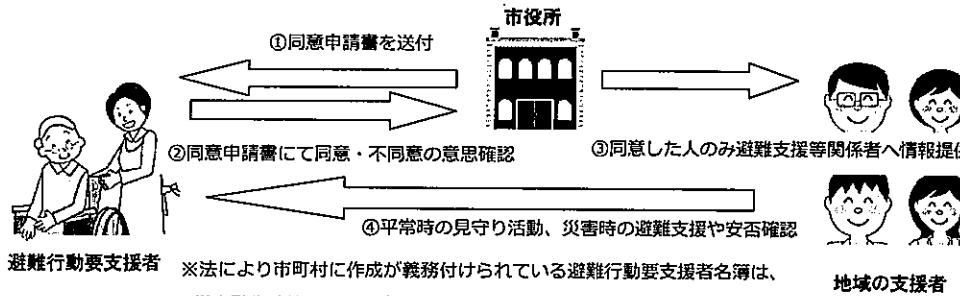
- 氏名 ● 生年月日 ● 性別 ● 住所 ● 電話番号又は緊急連絡先
- 避難支援などを必要とする事由

4. 避難行動要支援者への同意・不同意の確認方法

【表面1】に該当する災害時等に避難支援が必要と考えられる人を市が抽出し、該当者に対して、避難支援等関係者【表面2】への名簿情報の提供に同意いただけるか否かの文書を送付しますので、同封の返信用封筒により提出してください。(従来の災害時要援護者支援制度による登録申請をされている方についても、再度同意申請書の提出が必要となります。)

※市からの文書が届かない人で、従来通り手上げ方式等により自ら名簿の登録を希望する人は、お申し出いただければ、案内書を送付させていただきます。なお、同意申請書等は市ホームページからの印刷や公民館など公共施設にも置いています。

5. イメージ図



6. 注意事項

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありませんが、申請内容などに変更が生じた場合は、必ず、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、災害時等における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

また、地域の支援者には自治会が含まれます。未加入の方はぜひ自治会に加入しましょう。

7. お問い合わせ先

【防災全般の関係】危機管理課 8階 【要介護の関係】介護保険課 2階
【障がい者などの関係】障がい福祉課 1階 【高齢者の関係】いきいき高齢課 2階

☎ 0721-53-1111

河内長野市 避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書

フリガナ			
氏名			
生年月日	性別	男	女
住所			
避難支援等を必要とする事由(該当する番号に○をする)	1 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方 2 手帳をお持ちの方(身体、療育、精神) 3 難病患者(障害者総合支援法による市の障がい福祉サービス等を受けられている方) 4 高齢者(75歳以上)のみの世帯の方 5 その他災害時に支援が必要で自ら名簿の登録を希望する方など ()		
電話番号			
緊急連絡先	ファックス番号		
自治会名			

地域の避難支援者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際に支援を受ける可能性は高まりますが、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、同意したからといって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、地域の避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

私は、上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護するために、上記の個人情報を、自治会・自主防災組織、民生・児童委員、地区福祉委員、消防本部・消防団、市社会福祉協議会などに提供(名簿の提供先を選択することはできません。)することに、

同意します

同意しません

平成 年 月 日 氏名 _____

【代理署名】本人が署名できない場合

フリガナ	㊞	続柄	
氏名			
住所	〒	電話番号	

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

記入例

かわちながのし ひなんこうどうようしえんしゃめいほじょうはうていきょう どういしんせいじょ
河内長野市 避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 · 女
住所			
避難支援等を 必要とする事由 (該当する番号 に○をする)	① 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方。 ② 手帳をお持ちの方 (身分) 療育、精神) ③ 難病患者 (障害者総合支援法による市の障がい福祉サービス等を受けられている方) ④ 高齢者 (75歳以上) のみの世帯の方 ⑤ その他災害時に支援が必要で自ら名簿の登録を希望する方など ()		
電話番号	0000-00-0000	ファックス番号	0000-00-0000
緊急連絡先			
自治会名	○○○○自治会		

① 該当する番号等に○をしてください。

② 電話番号・緊急連絡先、
ファックス番号を記載してください。

③ 自治会名を必ず記載してください。
自治会が無い場合は「なし」と記載してください。

④ 同意します・同意しません
どちらかにレ点を入れてください。
また、提出する日付、本人の
署名をしてください。

同意します

同意しません

平成26年11月〇〇日 氏名 ○○ ○○

【代理署名】本人が署名できない場合

フリガナ		続柄	
氏名			
住所	〒 -	電話番号	

⑤ 本人が署名できない場合、代
理の方の氏名・住所・続柄・電
話番号及び捺印してください。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動締結とします。

【先進的な取組事例】

豊中市

『豊中市災害時要援護者安否確認事業』の取り組みについて

豊中市災害時要援護者安否確認事業とは

■ 事業目的

豊中市では「阪神・淡路大震災」の被災経験から、人的被害を最小限にするには、災害発生直後の迅速な対処の必要があることを教訓とし、災害時に自力で避難することが難しい重度の障がいのある方や援護が必要な高齢の方等の中で希望される方を対象に、行政と地域住民が連携して、災害時に生命の安全を確認することを目的としている。

■ 事業概要

本事業は、要援護の方を対象に、登録シート兼同意書に基づき、事前に安否確認対象者リストを作成し、災害時には、そのリストに基づいて、本市をはじめ、校区福祉委員会や民生・児童委員協議会等の支援者が登録者に関して、個別訪問、電話連絡、避難所での所在確認等を行い、安否を確認し、その情報をもとに適切な支援等が講じられるようするものである。

なお、本事業では、安全な状況下において、支援者が登録者の安否確認を行うことを前提としており、原則、救出活動や避難行動支援は行わず、応援や通報を行うにとどまるものと定めている。

平成 14 年	豊中市重度障がい者等安否確認事業実施要綱を策定
平成 16 年	リスト提供時期および更新方法を変更 訓練時の市職員参加等を明確化
平成 19 年	対象者要件および安否確認実施基準を変更
平成 23 年	『重度障がい者等』の文言を『災害時要援護者』に修正

事業の仕組み

■ 対象者

対象となる要援護者とは、市内に在宅で生活し、次のいずれかに該当する者で、本人または家族等の同居者のみでは災害発生時に避難が困難な者とする。

- 身体障がい者手帳 1 級または 2 級所持者（児）
- 療育手帳 A 所持者（児）
- 概ね 6 5 歳以上で一人暮しの者で、且つ、災害時の自力避難に不安を抱く者
- 介護保険制度による要介護状態区分が要介護 3、要介護 4、要介護 5 と認定された者
- 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者（難病患者や高齢者のみの世帯等）

■ 名簿登録

災害発生時の安否確認を希望する要援護者は、安否確認対象者リスト登録シート兼同意書にて市に登録を行う。提出された登録シートは担当課が保管、対象者リストのデータはシステムで管理しており、バックアップ体制も整っている。また、停電等の対応として、対象者リストは紙媒体でも保管している。

※平成 25 年 12 月 1 日時点の登録者数 約 6,540 名

■ 名簿の管理

情報の漏洩がないよう、以下の課が対象者リストを厳重に管理するものとする。

- (1) 健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課
- (2) 健康福祉部いきいきセンター障害福祉課
- (3) 消防本部指令情報課

■ 登録情報の提供機関

登録者の安否確認の実施を次の機関（以下「安否確認実施機関」という。）に依頼して行うものとする。災害発生後、登録者の安否確認を速やかに、かつ効果的に実施するため、予め安否確認実施機関に対象者リストを提供している。対象者リストは、安否確認実施機関の代表者が保管し、個人情報保護の観点から適正に管理するものとする。

- (1) 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会（校区福祉委員会）
- (2) 豊中市第 1 地区民生・児童委員協議会
- (3) 豊中市第 2 地区民生・児童委員協議会
- (4) 豊中市第 3 地区民生・児童委員協議会
- (5) 豊中市第 4 地区民生・児童委員協議会

※平成 25 年 12 月時点の安否確認実施機関の支援者数 約 1,660 名

支援者には安否確認実施者証とネームホルダーを配布しており、訓練時及び災害時には着用を依頼している。

■ 名簿の更新

市は、民生委員・児童委員や関係各課が収集した情報をもとに、定期的に対象者リストの更新を行っている。安否確認実施機関へ提供している対象者リストについては、年 2 回（6 月と 12 月）新旧リストの差替えを行っている。

■ 安否確認の実施

安否確認実施機関による安否確認は、災害対策本部長が必要と認め、要請があった場合に実施する。ただし、震度6弱以上（自動実施基準）の地震が発生した場合は、災害対策本部長の要請を待たずに行うとしている。

○手順

- ① 安否確認実施機関は、各小学校の体育館付近に参集する。
- ② 安否確認実施機関の代表者は、担当の地区分けを行って対象者リストを配布、小学校に設置の移動系無線機で安否確認着手を市に連絡する。
- ③ 支援者は対象者リストに基づき、個別訪問により安否確認を実施する。
- ④ 支援者の確認内容を小学校区単位で集約し、市に報告を行う。
- ⑤ 安否が確認できていない登録者に関しては、電話連絡や避難所での情報収集等により継続的に安否確認を行う。

■ 安否確認実施機関と市の連携

- ① 災害対策本部では、発災後、概ね1時間を経過しても安否確認着手連絡がない場合には対象者リストをもった職員を学校へ派遣し、集まった支援者に対象者リストを配布、安否確認を開始する。
- ② 発災後、概ね2時間後に災害対策本部は、安否確認担当職員を各小学校に派遣し、安否確認実施機関と連携し安否確認を行う。
- ③ 安否確認担当職員は、適宜、移動系無線機等により災害対策本部に報告を行う。

<これまでの経緯>

【平成14年】

阪神・淡路大震災からの教訓として、高齢者等の支援を目的に、「豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱」を策定し、地域の支援者への説明を実施、事業を開始する。

【平成15年】

本事業の実施に当たり、対象者リストの提供方法や時期等について、課題や問題点等が生じたため、「災害時の要援護者の安否確認に関する推進委員会」を設置、安否確認実施機関や関係各課と協議・調整を行う。

【平成16年】

平成15年度から進めてきた検討をまとめ、要綱・マニュアルを改正。安否確認実施機関へのリスト提供方法等の内容変更に伴い、約6,300人の登録者へ書面にて同意取り直しを実施、再作成した対象者リストを安否確認実施機関に提供。

- ① リスト提供時期：実効性向上のため「発災後」から「事前」に変更
- ② リスト更新方法：登録内容の精度向上のため「年1回」から「年2回」に変更
- ③ 市と安否確認実施機関の連携、訓練時の市職員の参加等を明確化
- ④ 登録様式の変更

【平成17年】

平成16年度に新しく作成した対象者リストを活用し、安否確認実施機関が図上訓練、実地訓練を実施した。また、同意取り直しが完了していない登録者に関しては、トレースを行い、5月末の時点で登録修正を終了、リストを更新。

【平成18年】

8月25日の豊能地区3市2町合同防災訓練の実施に合わせて、市域全域で安否確認実地訓練を実施、21地区(22小学校区)が参加した。(支援者614人、確認できた要援護者2,350人)

また、「安否確認制度に関する検討会議」を設置、安否確認制度に関する課題や問題点について、関係各課と安否確認実施機関とで意見交換および検討を行い、内閣府の指針などを参考に支援対象者の変更等に関して見直しを行った。

- ① 対象者要件
 - ・介護認定者の基準を絞り込み、「要介護3、4、5」を対象に変更
 - ・支援を必要とする難病患者や高齢者のみの世帯等を対象とするため、「市長が特に必要と認めたもの」の項目を追加
- ② 安否確認実施基準：自動実施基準（豊中市域観測値）を「震度5」から「震度6」に変更

【平成19年～現在】

平成18年までの検討内容をまとめて、「豊中市重度障害者等安否確認実施要綱」、「重度障害者等のための安否確認実施マニュアル」を改定。また、平成23年度に要綱とマニュアルの『重度障がい者等』という表現を『災害時要援護者』に改めた。

各安否確認実施機関は、要綱とマニュアルに基づいて、継続的に訓練を実施、地域の支援者による日常の見守り活動、市の窓口業務、広報誌等で事業啓発を進めた結果、登録者の獲得、ノウハウの蓄積、課題や問題点の洗い出し等の成果がみられた。

<訓練について>

対象者リストに基づいて訓練を行う場合には、安否確認担当職員等が訓練に参加し、訓練内容、制度上の課題、対象者リストの不具合等に関して、安否確認実施機関とともに確認する。

また、訓練実施に伴って、要援護者への事前連絡や災害時の安否確認上の留意事項について記述した文書の配布等により、事業啓発などを行っている。

◆ 図上訓練

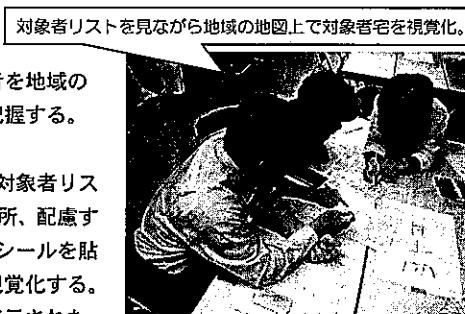
【目的】

対象者リストを基に、安否確認対象者を地域の地図上に落とし込み、名前・住所等を把握する。

【作業】

支援者は、予め決められた担当地域の対象者リストを受け取り、対象者の氏名、年齢、住所、配慮すべき事項などを確認し、地域の地図上にシールを貼る又はマーカー等で着色するなどして視覚化する。

担当地域のリスト全員分が地図上で表示された後、学校からの訪問ルート等を検討する。最後に、リストの掲載内容について修正や注意点がある場合は、参加者間で情報共有を行う。訓練終了後、使用したリストと作成した地図は、代表者が回収して保管する。



◆ 実地訓練

【目的】

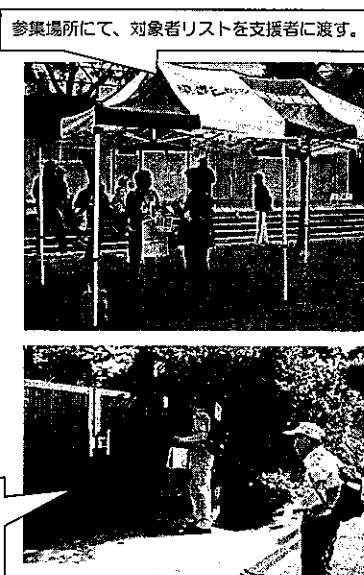
対象者リストを基に安否確認対象者宅を訪問、ルートや住所の確認と事業の啓発を行う。

【作業】

支援者は、集合場所（災害時は小学校の体育館付近）に参集、担当地域の対象者リストを受け取り、複数人で対象者の自宅を訪問し、対象者の確認を行う。訪問時、啓発用文書を配布する。

担当地域の全対象者宅の訪問終了後、集合場所へ戻り、安否状況を報告。最後に、リストの掲載内容について修正や注意点がある場合は、参加者間で情報共有を行う。

リストに記載されている対象者宅を訪問、安否確認事業の啓発用文書を配布。



<訓練実施状況>

年 度	図上訓練	実地訓練	備 考
平成 22 年度	27 区域	21 区域	東日本大震災（3/11）
平成 23 年度	15 区域	23 区域	
平成 24 年度	21 区域	20 区域	
平成 25 年度	18 区域	23 区域	

※本市には、小学校が 41 校存在するが、安否確認実施機関の活動区域は、38 区域となっている。（2 校区で 1 区域として活動している箇所が 3 地域存在するため）

直近の 4 年間では、全ての校区で年 1 回は図上または実地訓練が実施されており、要援護者情報の確認と共有が行われている。積極的な区域では、図上訓練と実地訓練を実施し、本事業の啓発を行っている。

実地訓練に関しては、小学校区単位で活動する自主防災組織による防災訓練時に、訓練プログラムの一部として実施されるケースもあり、災害発生時の対応に近い状況での訓練も行われている。特に、対象者リストに記載される要援護者の安否確認後、学校まで避難誘導及び支援を行い、開設された避難所への入所までを一連の流れで行った防災訓練については、要援護者の避難支援に関する実践的な経験や課題抽出の場として大切にし、今後、一人ひとりの生活環境や特徴に配慮した支援内容としての個別計画の作成につなげていくよう積極的に関わっていく必要があると考える。

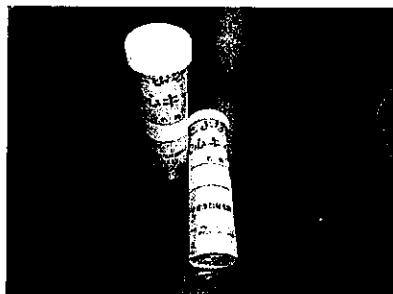
<その他>

対象者リストに記載されている障がい者には、かかりつけの医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット「とよなか安心キット」を配布している。

また、本事業の対象者リストとは異なるが、ひとり暮らし高齢者登録名簿（65才以上の一人暮らし高齢者が対象）の登録者にも、同キットを配布している。

◇安心キットの内容◇

- ケース本体
- 緊急時連絡票
- 玄関用シール・冷蔵庫用マグネット
- パンフレット



※本キットは、自宅の冷蔵庫内に保管、キットの存在を示す目印として、冷蔵庫にマグネットを貼り付けたり、目立つところにステッカーを貼り付ける。非常時に訪れた人は、室内でマグネットやステッカーを見つけたら、冷蔵庫内のキットを開けて、内部に保管してある緊急時連絡票にて情報収集を行う。

<現状における課題>

●平常時からの見守りの中で、地域で生活する高齢者の多くとは接点があるが、障がい者との接点が少なく把握できていないケースが多いため、平常時と災害時の取り組みが連動し、災害時の実効性を高めることができるよう、対象者リストの平常時利用等の運用方法について検討する必要がある。

●「安否確認対象者リスト」は災害時の見守りに活用されるが、「ひとり暮らし高齢者登録名簿」は平常時の見守りに活用されている。両名簿の使用目的は異なるものの、登録者の半数以上が重複していることから、名簿を統合し、平常時から災害時まで一連の支援を実現できるよう使用目的や運用方法の見直しが必要。

●対象者リストの提供方法や管理の在り方については、個人情報保護の責任と情報共有における利便性との調和に着目し、検討することが必要。（特に、個人情報の提供先に関しては、個人情報保護条例に基づき、慎重に検討を行う。）

●各地域における支援者数や地理的条件を考慮すると、現状における安否確認の実施方法は、実践的ではない部分があるとの指摘があることから、安否確認実施機関の経験やノウハウを活用し、実施方法の見直しが必要。

●本市の「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に示されている個別計画ヘスムーズにつながるよう、本事業と避難誘導・避難生活支援との連動についても考えながら、支援活動を展開する必要がある。

●「制度の仕組みづくり」だけではなく、未登録対象者の掘り起こし、支援者の拡充、制度自体の認知度の向上など「制度の推進方法」についてのより具体的な方法に関する検討も必要。

<今後の展開>

災害時の見守りは、平常時における地域のつながりを基盤とし、災害時の備えとして、地域での支え合いや情報共有の在り方を構築することで、より具体的な実効性のあるものになると想えており、地域における「一人暮らし高齢者登録名簿」と「安否確認対象者リスト」の統合、個人情報の保護に配慮した平常時から災害時まで活用できる対象者リストの作成、リストの提供方法や利用方法など、平常時と災害時が連動した支援を支援者が実施できる制度づくりを進めていく。

また、本事業に関する啓発活動を積極的に推進することで、登録者や支援者の拡充を図り、要援護者一人ひとりの事情を踏まえた個別計画作成に向けた基盤づくりを行う。さらに、本事業の枠組みにとらわれない、地域に根差した安否確認や支援体制の充実を図れるよう環境づくりにも取り組んでいく。

【先進的な取組事例】

大阪市

福祉避難所等を含めた区防災訓練について

●平成25年度都島区合同防災訓練の概要

○ 訓練の目的

直下型地震発生初期における区災対本部と地域本部、福祉避難所等との連携などを訓練し、初動体制の改善を図る。

○ 日時 平成25年8月24日(土)09:00~

○ 実施場所

① 収容避難所(福祉避難室): 東都島小学校

② 福祉避難所: とどまつ園(障がい者通所施設)

淀川地域在宅サービスステーションゆめ(ディサービス)

③ 緊急入所施設: ひまわりの郷(特別養護老人ホーム)

○ 参加者 約960名

■ 都島区合同防災訓練 社会福祉施設での取組(2)

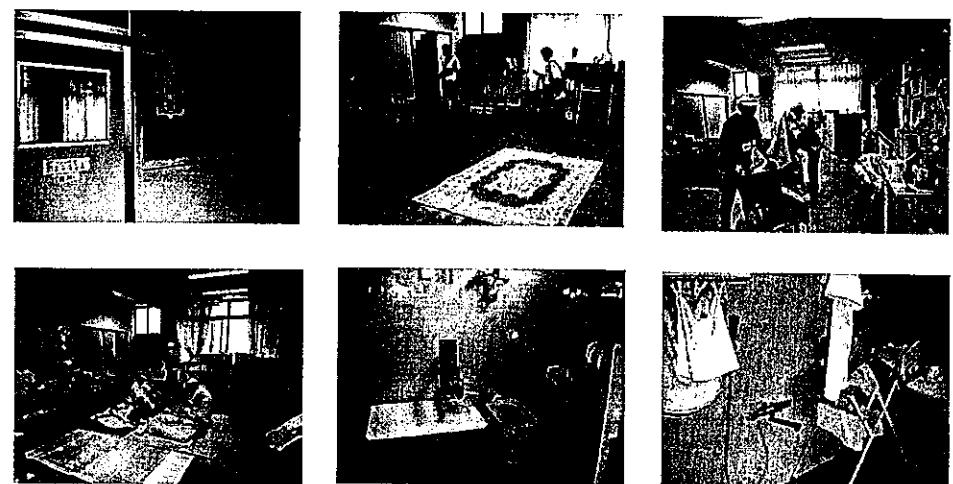
施設名	とどまつ園	ゆめ都島	ひまわりの郷
9:15	<p>【福祉避難所・緊急入所施設の開設準備および開設】</p> <p>○福祉避難所等開設については、区より職員が来て、開設の指示がだされる、ただし、開設指示を受けてから取り掛かっている時間は要するため、施設内の安全確認等が整えば、開設準備にかかる。</p> <p>【開設状況】</p> <p>■複数目的室で、8名分の受け入れのため布団等を配置、ベッド4台(寝袋6の用意)</p>	<p>2階和室スペースにて、2階疊スペースに布団(5名) +簡易ベッド(2名)の7名受け入れの記置。</p>	<p>3床休憩コーナーをパーテーションで区切り、3名分の受け入れ簡易ベッドを記置。</p>
10:10	<p>【福祉避難所等として要援護者の受け入れ】</p> <p>○区からの要請により、収容避難所の要援護者を車椅子にて移送する。</p> <p>【施設の対応状況】</p> <p>■到着すれば、福祉避難所設置場所3階まで、施設スタッフが上階に移送し、1名はベッドに横たわる。</p> <p>■もう1名はベッドになったため別室(個室)で休む。</p>	<p>到着すれば、福祉避難所設置場所2階まで、施設スタッフが上階に移送し、ベッドに横たわる。</p>	<p>到着すれば、緊急入所受入場所3階まで、施設スタッフが上階に移送し、ベッドに横たわる。</p>
11:30	【訓練終了】		

■ 都島区合同防災訓練 社会福祉施設での取組(1)

施設名	とどまつ園	ゆめ都島	ひまわりの郷
訓練内容	■情報伝達訓練	■福祉避難所・緊急入所施設の開設	■福祉避難所等として要援護者受け入れ
要援護者状況	①肢体障がいによる車椅子利用者 ②自立歩行ができる。知的障がいがありパニックになる	①食事は自分でできるが移動は車椅子が必要 ②補助があれば立つことはできるがゆっくりとしか歩けない	①在宅ケアを受けている寝たきりの方 ②補助があれば立つことはできるがゆっくりとしか歩けない
9:00頃	【地震発生】 ○各自、自分の身を守る行動をとる ○施設および入所者の安全確認などを行い、不在者等の安否確認のための行動をとる。 【状況付与カードを開封し、設置訓練開始】		
9:10	【施設内災害対策本部の整備】 ○各施設で、本部設置を行い、各種訓練に着手する。		
9:15	【情報伝達訓練】 ○状況に合わせた情報伝達の実施 ①緊急を要する状況→直接、区(学校)へ出向く ②上記以外一判定のフォーマットに必要事項を記入【他施設からの情報が届いたら、それらと併せて次の伝達先へ】 【伝達経路】 とどまつ園 大東保育園 一 ゆめ都島 都島東保育園・都島こども園 一 東都島小学校 南門 一 淀川小学校 一 ひまわりの郷 一 東都島小学校 南門		

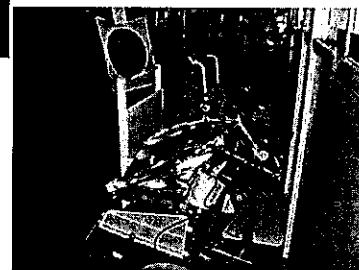
【都島区合同防災訓練】

◆東都島小学校 1階 福祉避難室(高齢者関係)



都島区合同防災訓練】

▶東都島小学校 1階 福祉避難室(障がい者関係)



5

都島区合同防災訓練】

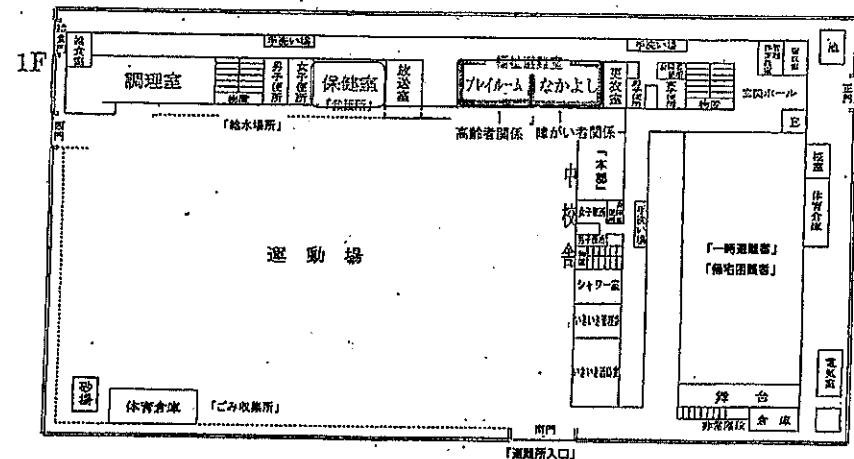
▶東都島小学校 1階 救護室

(医療救護班(医師)によるトリアージを実施



6

大阪市立東都島小学校平面図



7

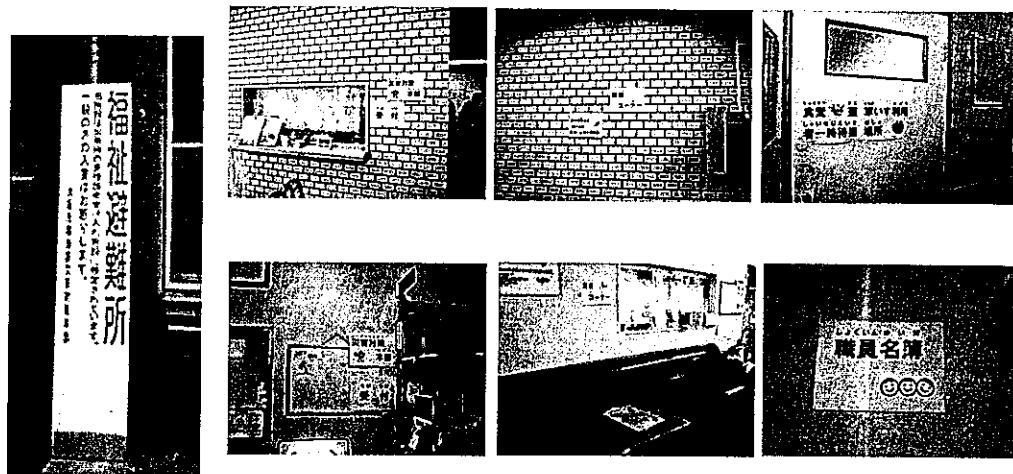
■福祉避難所・緊急入所施設開設状況■

施設名	とどまつ園(福祉避難所)	ゆめ都島(福祉避難所)	ひまわりの郷(緊急入所)
床面積(㎡)	30.3	9.3	13.3
収容人員(人)	7	1	2
設備状態	簡易ベッド +寝袋	簡易ベッド +寝袋	敷布団 +毛布

8

【都島区合同防災訓練】

◆とどまつ園 看板・貼り紙



9

【都島区合同防災訓練】

◆とどまつ園 3階 相談室 福祉避難所②

【広さ9.3m²、簡易ベット1台設置】



→パニック症候群等の方向けの個室避難室
(通常は相談室として使用)

◆とどまつ園 3階 トイレ

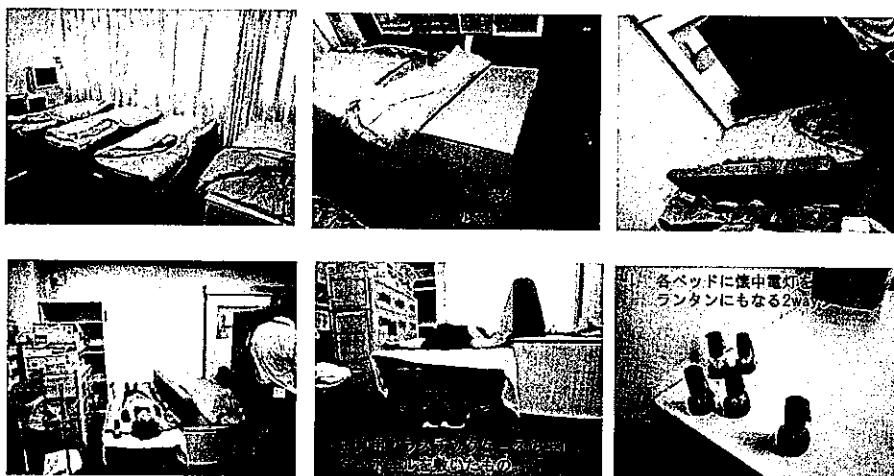


→協定締結時に大阪市から受け取った
簡易トイレ(手すり付き)

11

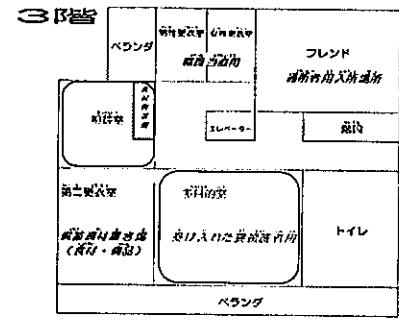
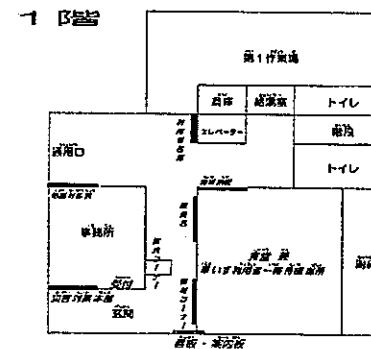
都島区合同防災訓練】

◆とどまつ園 3階 多目的室 福祉避難所① 【広さ30.3m²、簡易ベット7台設置】



10

とどまつ園平面図

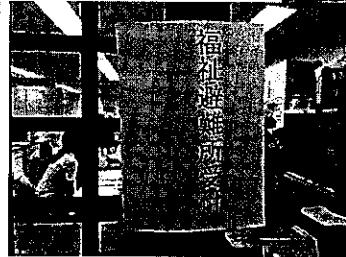
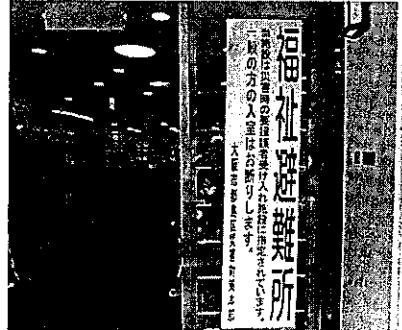


2階 駐車場：救援車両用駐車場（西側）

12

【都島区合同防災訓練】

◆ゆめ都島 看板&貼り紙



13

【都島区合同防災訓練】

◆ゆめ都島 要援護者の移送



14

【都島区合同防災訓練】

◆ゆめ都島 施設内の要援護者の移送



15

【都島区合同防災訓練】

◆ゆめ都島 2階 和室 福祉避難所①

【広さ13.3m²、布団5組設置】

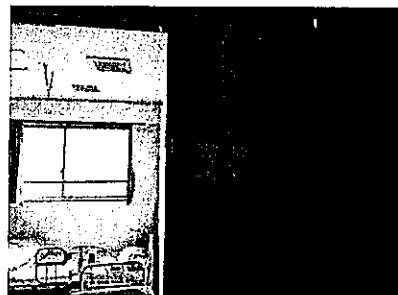


16

【都島区合同防災訓練】

▶ゆめ都島 2階 会議室 福祉避難所②

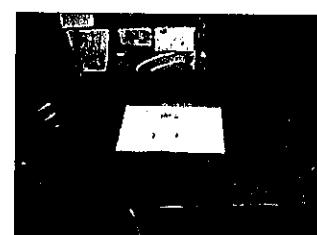
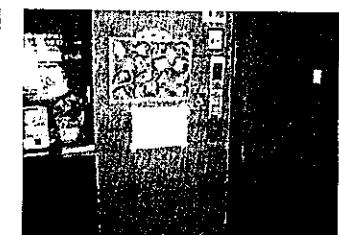
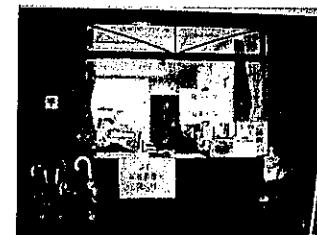
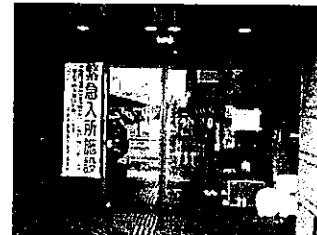
【広さ14.7m²、ベット2台設置】



17

【都島区合同防災訓練】

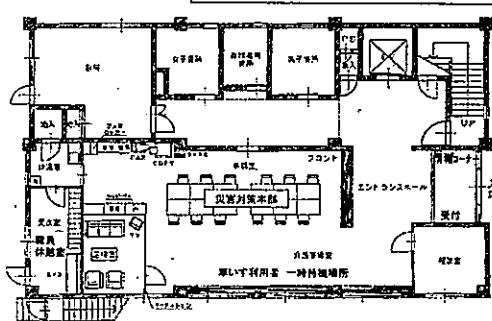
◆ひまわりの郷 看板 受付等



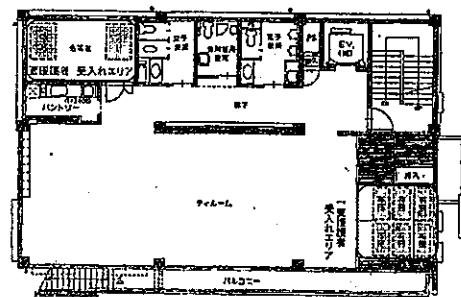
18

ゆめ都島配置図

【ゆめ都島 1階配置図】



【ゆめ都島 2階配置図】



18

【都島区合同防災訓練】

◆ひまわりの郷 要援護者の搬送

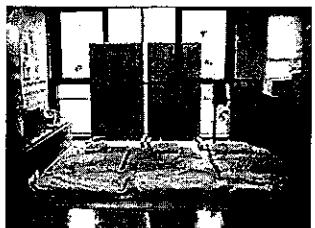


19

【都島区合同防災訓練】

▶ ひまわりの郷 3階 談話コーナー 緊急入所施設

【広さ18.7m²、布団3組設置】



21

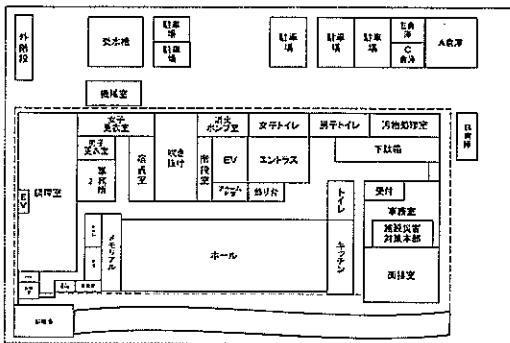
浪速区大国地域避難所開設訓練
～収容避難所における福祉避難室の実設～

日時:2013年11月16日 午前10時発災
場所:大国小学校

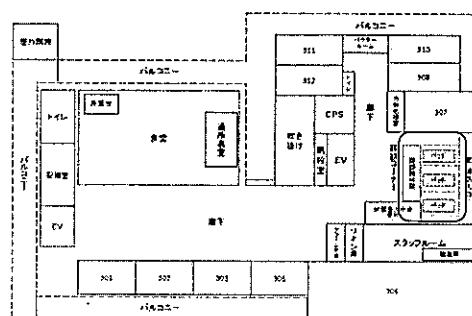
1

ひまわりの郷配置図

1階配置図



2階配置図



22

11月16日 訓練当日流れ

時間	実施事項
	連合本部／避難所運営委員会 救援部 町会本部 一般住民
10:00	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所(小学校)へ集合 ⇒開設 ●連合本部・避難所運営本部を設置 ⇒各施設の開設を開始 各室の表示・案内板の設置 情報コーナーの準備 救援室の開設、炊き出し準備 トイレの準備、など
10:20	<ul style="list-style-type: none"> ●受けを開始 ●本部運営訓練(ロールプレイング) 町会から被害状況の収集 区への報告・救助要請 区からの指示を受ける、など
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所設置 ⇒安否確認状況を把握 町会ごとに、安否確認を行う（一時避難場所などで） ●救援・搬送訓練 【2ブロック】車いす搬送 ●受付 ●10:30頃 避難所到着、搬送訓練終了 ●10:40頃 防災講演(20分) ●訓練の見学など 消防実技訓練(遮断点、水槽火器)の体験 レスキュー車展示、非常用品展示、171体験 ●訓練の見学など ●体育館へ集合 ●体育館へ集合
	●訓練終了

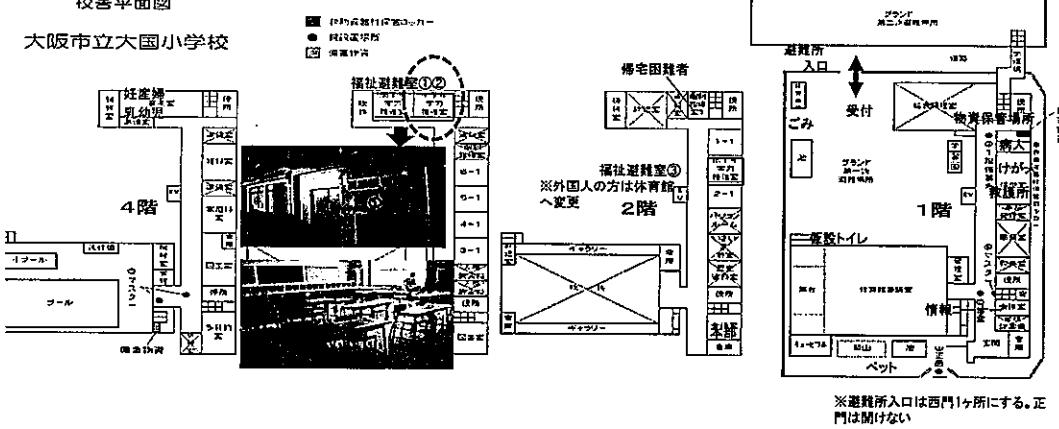
2

避難所の部屋割りを考えました

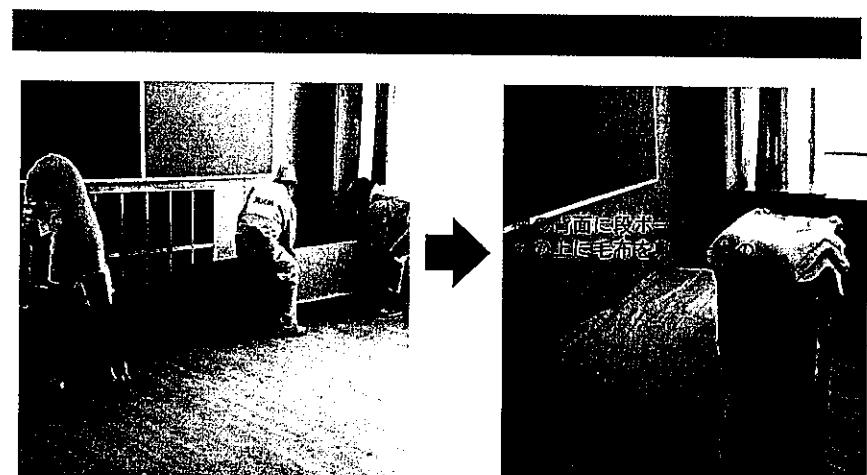
<2013.10.22町長会議での決定事項を反映>

校舎平面図

大阪市立大國小学校



3



棚を外し、寝かしてベッド(3台)とし、他のロッカーを添えて転落防止の柵とする。
ロッカーの角は、新聞紙とガムテープで作ったクッションで保護。

5

運営委員会・救護部の訓練は…

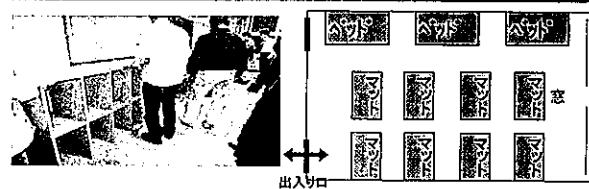


『福祉避難室』 の開設

要介護の障がい者や高齢者など、配慮が必要な方々の避難室のことを指しています。

学校にある物で、どのようにするとよいのか、また何人利用できるように設えるか、等を検討しています。大阪市内で初の実践的な開設訓練となっています。

【レイアウト】
棚やマットを利用して、ベッドの替わりにしたり
寝るスペースを配置
[ベッド3台、マットレス8台]



4



体操用マットの上に毛布を敷いて、マットレス(8台)とする。

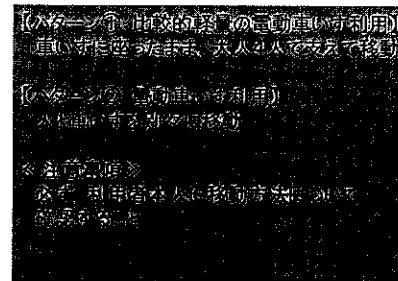
6

会員登録方法(会員登録の手順)

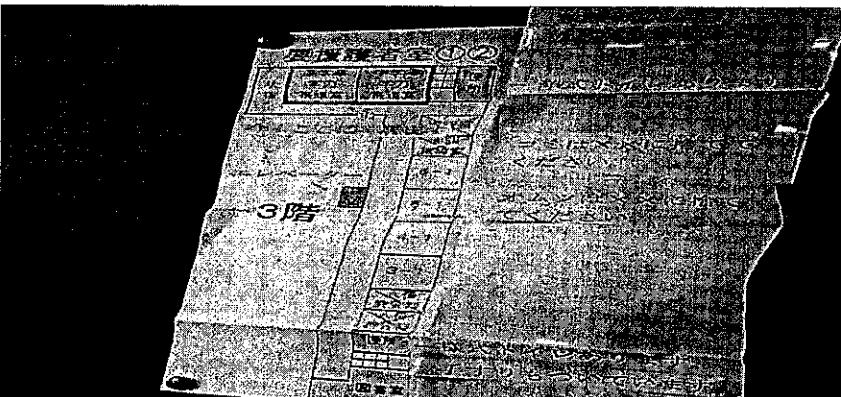


可動型の間仕切りで、着替時等のプライバシーを確保。

訓練時、福祉避難室は「3階」に設置
階段の移動方法について参加者へ確認



会員登録方法(会員登録の手順)



黒板に、フロア一図、トイレの形状や注意事項を記載。

災害時要援護者支援台帳への登録をお願いします

記載例

(切り離して同封の封筒で送り返す)

この用件はいわゆる「お預かり」という感じになります。	代筆可
①被る方のある方	・被る方がいる（被る方がない） ・被る方がいる、被る方がない
②被る方、送り届けの方	・被る方がある場合は、被る方の電話番号、本人の記入が難しい場合、ご家族やケアマネジャー、民生委員の方が代わりにご記入下さい。 ・介護保険の要介護認定を受けた方へは、専門介護職員より申請書類を提出して下さい。 ・要介護度2以下で認定申請者の旨
③被る方、送り届けの方	・被る方が保護する上記の入情報を利用す ・被る方がある場合は、被る方の電話番号、本人の記入が難しい場合、ご家族やケアマネジャー、民生委員の方が代わりにご記入下さい。
■災害時要援護者支援台帳に登録します。	・被る方がある場合は②に○をしてください。
○登録した情報は東日本大震災は大、他の支店が必要な方に迅速な支援を行うため、お住まいの地域の地域活動協議会にあなた、被る方の各種団体によって構成されています。	・①の方は同封の申請書に記入のうえ、この意向確認書と一緒に封筒に入れてボストンに投函してください。
平常時	・②の方はこの意向確認書だけを封筒に入れてボストンに投函してください。
災害時	※本人の外出が難しい場合は、可能であればボストンに封筒に入れて送信してください。
●個別支援プランの作成	※本件の開示係と連絡するなどの対応をお願いします。
災害時	①個別支援プランの作成
災害時	②見守り・防災訓練への参加など
災害時	災害時の開示係と連絡するなど
災害時	災害時の開示係は、ご近所の方の助け合いを基本としています。
災害時	災害時の避難は、ご近所の方の助け合いを基本とする方針です。
災害時	災害時の避難に不安を感じられる方は、災害時要援護者登録を希望される方がいらっしゃる方は、この紙を提出せよ。※なお、今回「希望しません」と回答された方も、今後その際は、下記の「問合せ先」へご連絡ください。
【問合せ先】	〒558-8501 大阪市生野区新庄3-15-55 生吉区役所 ◆保健福祉課 (区役所2階 26番窓口) TEL (06)6594-9857 FAX (06)6594-9892 ◆地域課 (区役所3階 36番窓口) TEL (06)6594-9734 FAX (06)6592-5535

裏面もごらんください。

災害時要援護者支援台帳登録申請書

(あて先) 大阪市 住吉区長

私は、災害時における安否確認及び避難行動の支援を受けるため、災害時要援護者支援台帳への登録と個別支援プランの作成を申し込みとともに、本申請書によって届け出た個人情報を、住吉区役所が住吉消防署、住吉警察署、住吉区社会福祉協議会、各地域活動協議会に提供することに同意します。

また、各地域活動協議会に提供する個人情報が、災害時の避難支援のほか、日頃の見守り・声かけ、要援護者マップの作成や防災訓練の実施に活用されることについても同意します。

年 月 日

本人氏名..... 印 [代理記載者 氏名.....
本人とのご関係.....]

※以下の必要事項を記入してください。

①要援護者本人

ふりがな 氏名	(男・女)	(生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日
住所 (建物名、部屋 番号まで記入)	〒 大阪市住吉区	電話 () - FAX () - 携帯電話 () -
本人の状況 (あてはまる ものに○を)	1 避難する時は介助が必要です。【 歩行・車イス・担架・その他 () 】 2 歩くことはできますが、避難所まで付き添いが必要です。 3 一人で避難できますが、避難が必要な時は知らせてほしいです。 4 妊娠しています。(現在 ヶ月 / 予定日 平成 年 月 日) 5 小さな子どもがいます。(年齢・人数など /) 4 その他 ※具体的に記入してください。 ()	
世帯の状況 (あてはまる ものに○を)	1 一人暮らし 2 75歳以上の高齢者のみの世帯 3 その他 ※具体的に記入してください。(例: 昼間はひとりになる・昼間はヘルパーがいる、デイケア等に行っている・昼間は高齢者だけになる・昼間は子どもと2人になる等) ()	

②緊急連絡先

ふりがな 氏名	住所 電話 携帯	本人とのご関係:
ふりがな 氏名	住所 電話 携帯	() - () -
ふりがな 氏名	住所 電話 携帯	() - () -

可能な範囲でご記入ください。

一緒に住んでいる人（家族・同居人）の状況					
ふりがな 氏名	統柄	年齢	ふりがな 氏名	統柄	年齢
<p>【特記事項】該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。</p> <p>（下記の事項について事前に記入していただいていると、災害時の支援がよりしやすくなりますので、差し支えのない範囲でご記入ください。）</p> <p>1 持病があります。 (病名 :)</p> <p>2 いつも飲んでいる（使っている）薬があります。 (薬の名前 :)</p> <p>3 かかりつけの医療機関があります。 (医療機関名 : 電話 : () - ())</p> <p>4 目が悪いので、音声で呼びかけてください。</p> <p>5 耳が聞こえないので、筆談や手話で呼びかけてください。</p> <p>6 耳の聞こえがよくないので、大きな声で呼びかけてください。</p> <p>7 人工透析を受けています。</p> <p>8 医療機器の携帯が必要です。 〔酸素ボンベ・酸素濃縮機・人工呼吸器・バッテリー・吸引器・注射器（インシュリン） アンピューバック・吸入器（ネブライザー）・その他（ ）〕</p> <p>9 人工肛門、人工膀胱を使用しています。</p> <p>10 ベースメーカーを使用しています。</p> <p>11 食事に特別な配慮が必要です。 (軟食・流動食・経管栄養・胃ろう・中心静脈栄養・その他)</p> <p>12 理解することが苦手なので、分かりやすい言葉で話しかけてください。</p> <p>13 じっとしていることが苦手なので、配慮が必要です。</p> <p>14 人とコミュニケーションをとるのが苦手です。</p> <p>15 精神が不安定です。（幻覚・幻聴のおそれがある・イライラすることが多い・眠れないなど）</p> <p>16 その他事前に知りたいことや、配慮してほしいことなど（特に連絡手段など） 〔 〕</p> <p>関わっている事業所 (ケアマネージャー、相談支援事業所)</p> <p>事業所名 () 連絡先 () ふりがな 担当者 ()</p>					

記載例(おもて)

災害時要援護者支援台帳登録申請書

NO. _____

代筆可

申請者本人の記入が難しい場合、ご家族やケアマネジャー、民生委員の方等が代わりにご記入いただくなとの対応をお願いいたします。代理記載者の捺印は不要ですが、家族やケアマネジャーなど、お立場をご記入ください。

けるため、災害時要援護者支援台帳への登録と個別届け出た個人情報を、住吉区役所が住吉消防署、提供することの避難支援の支援でも同意します。

H26年 9月 1日

本人氏名 大阪 太郎

印

代理記載者 氏名 大阪 次郎

本人とのご関係 長男

※以下の必要事項を記入してください。

①要援護者本人

ふりがな 氏名	おおさか たろう 大阪 太郎	(男) 女	(生年月日) 明・大 昭・平 5年 2月 5日
住所 (建物名、部屋番号まで記入)	〒558-8501 大阪市住吉区 南住吉3-15-55 すみよしマンション555号		
本人の状況 (あてはまるものに○を)	1 避難する時は介助が必要です。【杖歩行・車イス・担架・その他（ ）】 2 歩くことはできますが、避難所まで付き添いが必要です。 3 一人で避難できますが、避難が必要な時は知らせてほしいです。 4 妊娠しています。（現在 ヶ月／予定日 平成 年 月 日） 5 小さな子どもがいます。（年齢・人数など／ ） 6 その他 ※具体的に記入してください。		
世帯の状況 (あてはまるものに○を)	1 一人暮らし 2 75歳以上の高齢者のみの世帯 3 その他 ※具体的に記入してください。（例：昼間はひとりになる・昼間はヘルパーがいる、デイケア等に行っている・昼間は高齢者だけになる・昼間は子どもと2人になる等） (家族と暮らしているが、昼間はひとりになることが多い・火曜と木曜だけデイケアに行っている)		

支援の参考にしますので、申請者の現在の状況について、あてはまるものに○をしてください。

②緊急連絡先

ふりがな 氏名	おおさか じろう 大阪 次郎	住所 電話 携帯	大阪市住吉区南住吉3-15-55 (06)1234-5555 (080)3333-1234
ふりがな 氏名	おおさか すみこ 大阪 すみ子	本人とのご関係	長女

ご家族や友人、マンションの管理事務所、事業所、医療機関など、申請者に何かあったときの緊急連絡先を記入してください。

記載例(うら)

提出方法

この申請書は「意向確認書」と一緒に同封の封筒に入れて、ポストに投函してください。

一緒に住んでい

ふりがな 氏名	統柄	年齢	ふりがな 氏名	統柄	年齢
おおさか じろう 大阪 次郎	長男	52			

【特記事項】該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

(下記の事項について事前に記入していただいて)

- 1 持病があります。
(病名 :)
 - 2 いつも飲んでいる（使っている）薬があります。
(薬の名前 :)
 - 3 かかりつけの医療機関があります。
(医療機関名 : ○△医院 電話 : (06) 5432-3678)
 - 4 目が悪いので、音声で呼びかけてください
 - 5 耳が聞こえないので、筆談や手話で呼びかけます
 - 6 耳の聞こえがよくないので、大きな声で呼びかけます
 - 7 人工透析を受けています。
 - 8 医療機器の携帯が必要です。
酸素ボンベ・酸素濃縮機・人工呼吸器・アンビューバック・吸入器（ネブライザ）
 - 9 人工肛門、人工膀胱を使用しています。
 - 10 ベースメーカーを使用しています。
 - 11 食事に特別な配慮が必要です。
(軽食・流動食・経管栄養)
 - 12 理解することが苦手なので、分かりやすく説明してほしい
 - 13 じっとしていることが苦手なので、配慮してほしい
 - 14 人とコミュニケーションをとるのが苦手です。
 - 15 精神が不安定です。（ 幻覚・幻聴のおそれがある ・ イライラすることが多い ・ 眠れないなど）
 - 16 その他事前に知らせたいことや、配慮してほしいことなど（特に連絡手段など）
- 電話は聞き取りづらいので、FAXや郵送での連絡を希望する。
火曜と木曜はデイケアに行ってるので、訪問はそれ以外にしてほしい。]

連絡方法など特に配慮が必要なことがある場合

登録が完了したら、地域活動協議会から連絡・訪問があり、災害時、どんな支援が必要かあなたの個別支援プランについて打ち合わせします。

連絡方法等についてご要望がある場合は、ご記入ください。

例

- ・日中家にいないので、連絡は基本的にメールにしてほしい
- ・チャイムが聞こえないで、訪問する前には連絡がほしい

事業所名 (デイケア○△医院)

連絡先 (06-6666-1234 / 090-6767-1212)

ふりがな あわじ はなこ

担当者 (淡路 花子(ケアマネジャー))

関わっている事業所

(ケアマネジャー、相談支援事業所)

【先進的な取組事例】

茨木市

大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と茨木市高齢者サービス事業所連絡会（以下「乙」という。）とは、大規模災害に伴う避難所での生活において特別な配慮を要する者を受け入れるための避難施設（以下「避難施設」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市域における大規模な災害（以下単に「災害」という。）の発生に伴い、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている者（認定の申請中の状態にある者を含む。以下「要援護者」という。）で、避難所における生活が困難なものために、乙の会員が運営する施設内に避難施設を設置し、当該要援護者を避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活を送ることができるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

（避難施設の設置等）

第2条 乙は、避難施設として要援護者を受け入れができる施設の名称、所在地、受け入れ可能な人数等をあらかじめ甲に通知するものとする。
2 乙は、前項の避難施設を設置するため、乙の会員に協力を求め、この求めに応じた乙の会員（以下「丙」という。）の避難施設の設置運営の取りまとめを行うものとする。

（避難施設の開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難施設を開設する必要があると認めるときは、乙及び丙（以下「乙等」という。）に対して避難施設開設要請書（別記様式）により避難施設の開設を要請するものとする。

2 乙等は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、前条第1項の規定により避難施設の開設（開設後の要援護者の追加受け入れを含む。）を乙等に要請する場合は、次に掲げる事項を乙等に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要援護者の氏名、住所、電話番号、介護保険の認定・利用状況、身体の状況等
- (2) 要援護者の連絡先となる親族等の氏名、住所、電話番号等
- (3) その他避難施設に要援護者を受け入れるために必要な事項

（避難施設の開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、甲が乙等に開設を要請するときに、甲乙協議の上、別に定める。

（協力体制等）

第6条 甲は、乙等が避難施設を適切に運営できるよう、必要な協力をを行うものとする。

2 乙等は、避難施設を開設した場合は、甲と協力し、避難施設が円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 甲及び乙等は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素からの情報交換及び連絡体制の確保等に努め、緊急時に備えるものとする。

（費用弁済）

第7条 丙が避難施設の開設及び運営に要した費用の負担については、甲乙協議の上、別に定める。ただし、要援護者の受け入れに要する経費が、この協定以外の規程等により処理できる場合は、当該規程等を適用する。

（要援護者の移送）

第8条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙等に協力を要請できるものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙等は、この協定に基づき、避難施設に受け入れた要援護者の個人情報（茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月11日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの異議の意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 野村宣一 印

乙 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市高齢者サービス事業所連絡会
代表者 会長 印

大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と茨木市障害福祉サービス事業所連絡会（以下「乙」という。）とは、大規模災害に伴う避難所での生活において特別な配慮を要する者を受け入れるための避難施設（以下「避難施設」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市域における大規模な災害（以下単に「災害」という。）の発生に伴い、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（以下「要援護者」という。）で、避難所における生活が困難な者のために、乙の会員が運営する施設内に避難施設を設置し、当該要援護者を避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活を送ることができるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

（避難施設の設置等）

第2条 乙は、避難施設として要援護者を受け入れができる施設の名称、所在地、受け入れ可能な人数等をあらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の避難施設を設置するため、乙の会員に協力を求め、この求めに応じた乙の会員（以下「丙」という。）の避難施設の設置運営の取りまとめを行うものとする。

（避難施設の開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難施設を開設する必要があると認めるときは、乙及び丙（以下「乙等」という。）に対して避難施設開設要請書（別記様式）により避難施設の開設を要請するものとする。

2 乙等は、甲からの要請をできる限り受諾するように努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、前条第1項の規定により避難施設の開設（開設後の要援護者の追加受け入れを含む。）を乙等に要請する場合には、次に掲げる事項を乙等に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 要援護者の氏名、住所、電話番号、障害者手帳の交付・障害程度区分の認定・サービスの利用状況等

(2) 要援護者の連絡先となる親族等の氏名、住所、電話番号等

(3) その他避難施設に要援護者を受け入れるために必要な事項

（避難施設の開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、甲が乙等に開設を要請するときに、甲乙協議の上、別に定める。

（協力体制等）

第6条 甲は、乙等が避難施設を適切に運営できるよう、必要な協力をうるものとする。

2 乙等は、避難施設を開設した場合は、甲と協力し、避難施設が円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 甲及び乙等は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素からの情報交換及び連絡体制の確保等に努め、緊急時に備えるものとする。

（費用弁済）

第7条 丙が避難施設の開設及び運営に要した費用の負担については、甲乙協議の上、別に定める。ただし、要援護者の受け入れに要する経費が、この協定以外の規定等により処理できる場合は、当該規定等を適用する。

（要援護者の移送）

第8条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙等に協力を要請できるものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙等は、この協定に基づき、避難施設に受け入れた要援護者の個人情報（茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成25年1月11日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの異議の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月11日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 木本保平

乙 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市障害福祉サービス事業所連絡会
代表者 会長

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

様

(要請者)
茨木市長

避難施設開設要請書

災害発生に伴う避難施設の設置運営に関する協定に基づき、次のとおり避難施設の開設を要請します。

- (1) 施設名
- (2) 受入人数
- (3) 開設日
- (4) その他

担当課
担当者
電話番号